東京社保協第7回常任幹事会・資料集

2021年11月25日(木)東京労働会館5階会議室

1~22 中央社保協第4回運営委員会報告

23~54 同 関連資料

55~61 人権としての医療介護東京実行委員会

62~76 介護をよくする東京の会

77~79 東京高齢期運動連絡会

80~84 情勢

85 11・23 地域医療を守る運動交流集会講演資料の一部

86 練馬社保協 吉田会長講演案内



2021年度中央社保協第4回運営委員会報告

2021年11月10日(水)13時半~ オンライン会議

【出席確認】

○代表委員

住江(保団連)山田(民医連)前田(全労連)鎌倉(医労連) (東京) 安達(大阪)

○運営委員

白沢〈山崎〉(障全協) 池田(新婦人) 中山〈宇野〉(全商連) 西野(全生連) 藤原(農民連)民谷(福祉保育労) 村田(全教) (建交労) 高山〈大壽美〉(年金者組合) 五十嵐(医労連)

上所(保団連) 梅津(共産党) 大門(国公労連)

小泉(自治労連)山之内(医療福祉生協連) 久保田(民医連)

沢野(北海道) 高橋(宮城) 川嶋(埼玉) 藤田(千葉)

窪田 (東京) 根本 (神奈川) 藤牧(石川) 小松 (愛知)

寺内(大阪) 楠藤(徳島) 西村(福岡)

○事務局

山口、是枝(事務局)、工藤(保団連)、山本(民医連)、 寺園(全労連)、林(医労連)

※東京社保協の寺川代表委員が10月17日急逝されました。 当面、窪田事務局次長が事務局長代行を務められます。

<報告事項>

- 10月 1日(金)第3回代表委員会
 - 4日(月)75歳二倍化阻止国会集会 国保部会
 - 5日(火)四国ブロック会議 社会保障誌 2022 新春号編集委員会
 - 6日(水)第3回運営委員会 税研集会実行委員会
 - 7日(木) いのちまもる緊急行動 共産党懇談 いのちまもる緊急行動事務局会議
 - 8日(金)地域医療を守る運動実行委員会 10・14国民集会実行委員会 25条共同行動事務局会議
 - 12日(火)近畿ブロック会議
 - 13日(水)天海訴訟東京高裁第1回口頭弁論、報告集会

- 14日(木) いのち・くらし 社会保障立て直せ10・14国民集会
- 19日(火)衆議院選挙公示(31日投票)
- 24日(日)はたらく女性の交流集会
- 25日(月)25日宣伝
- 27日(水)社会保障誌2021冬号責了
- 28日(木)75歳二倍化阻止打ち合わせ会議
- 29日(金)第49回中央社保学校関東甲ブロック首都圏社保協会議
- 31日(日)介護全国学習交流集会 衆議院選挙投票日
- 11月 1日(月)国保部会

いのち署名推進事務局打ち合わせ

- 4日(木)社会保障入門テキスト打ち合わせ いのち署名推進5団体会議
- 5日(金) 75歳二倍化阻止打ち合わせ会議 都庁交渉
- 8日(月)いのち守る緊急行動事務局会議
- 9日(火)第48回社保学校実行委員会第4回代表委員会

◆情勢の特徴

1. 衆議院選挙

総選挙は、10月31日投開票で行われ、自民党が15議席減らし、維新が30 議席を増やすという結果となりました。

野党共闘は、立民、共産は議席を減らす結果となりましたが、共通政策、政権協力の合意という大義を掲げてたたかい一定の効果をあげました。全国62の選挙区で、野党で一本化をはかった候補が激戦に競り勝ち、何人もの自民党の重鎮、有力候補を落選させました。

同時に、今後の課題として、野党が力をあわせて、共通政策、政権協力の合意 という共闘の大義、共闘による新しい政治の魅力を、さまざまな攻撃を打ち破っ て広い国民に伝えきる点で十分とは言えず、自公の補完勢力=「日本維新の会」 の伸長という事態を招く一因にもなりました。

於

	自民	公明	無(与)	無(他)	無(野)	諸派	N 党	維新	社民	れいわ	国民	共産	立憲
計	261	32	3	1	6	0	0	41	1	3	11	10	96
(選挙前)	276	29					1	11	1	1	8	12	109

与党 自公 293 公示前 305 野党 立共国れ社維 N162 公示前 143

選挙後、国民民主は、立憲、共産、社民各党と国会対応を協議してきた国対委員長会談に今後は参加しない方針を明らかにし、玉木代表は「各党等距離でお付き合いする。政策実現のために、全ての政党と協力できるところは協力する」と野党共闘の枠組みから離脱する方向を示しました。

- ◆いのち署名推進打ち合わせ等で出された意見
- ・「市民連合」共通政策において、いのちまもる緊急行動が求める政策が反映 された。政党では、共産、立民、社民、れいわが共感。
- ・国民民主も選挙中、ツイッターデモの政党別政策評価に関して、異論を申し 出てくるなど、私たちの運動が大きく響いていることを示した。
- ・岸田首相もエッセンシャルワーカーの賃金問題を言わざるを得なくなった。 いのち署名の主張が正しい方向であることが言える。
- ・自民党が議席を減らした要因の一つに、私たちの運動が少なくない影響を与 えた。
- ・国会内の勢力図を大きく書き換えるまでには至らなかったが、市民運動によって世論を高めることにより政治を動かすことに希望の持てる結果。
- ・市民の中での運動をどう作っていくかがカギを握る。私たちの要求を世論化 していくことが必要だ。公務員の残業が法律上は無制限であること問題にして いくことも必要。
 - ・連合などからの野党共闘を分断していく攻撃を乗り越えていく必要がある。
- ・共通政策を浸透させる時間が不足していた。選挙区ごとに、各地域からの政府に対する要求政策などを作って、地域要求実現も視野に野党共闘を地域の運動の中から作っていく取り組みが参議院選挙に向けて必要だ。
- ・総選挙と同日に行われた宮城県知事選挙では、村井知事が打ち出した 4 病院再編の対象となる仙台市青葉区、太白区での村井支持が他の選挙区より低くなっている。こうした経験からもつかめるものがある。

国会は、特別国会の後、臨時国会が12月3日より2-3週間で実施との情報があります。

2. 経団連「今後の医療・介護制度改革に向けて」提言 ※日本医療総合研究所 寺尾さん資料より

経団連は10月12日、「今後の医療・介護制度改革に向けて」提言を発表しました。

(1) 提言のポイント

- ①医療・介護の中期的な計画が 2024 年度に始期を迎える。これに間に合うよう に制度改革を実行し、計画に反映すべき。特に、医療提供体制の見直し等を通じた医療費の適正化や、介護制度における給付・負担面のあり方の見直しを優先事項とする。
- ②加えて、感染症対応も念頭に、医療資源の分散などの課題改善に向けた対応を 進め、国民の安心につながる医療提供体制を確保すべき。
- ③政府内に改革推進役となる組織を設置すべき。まずは、2024 年度に向けた対応を進め、さらに、中長期視点で「ポスト社会保障と税の一体改革」を「腰を据えて」検討する。

(2) 改革の時期

①当該世代のすべてが 75 歳以上となる 2025 年以降への対応を見据え医療・介護の体制を整えていくことが重要となる。2024 年度に医療・介護の制度に大きな影響を与える

中期的な計画——医療費適正化計画、医療計画、介護保険事業計画などが新たな 始期を迎える(24年度は診療報酬・介護報酬の同時改定)。

②さらなる改革事項は、こうした中期的な計画にもきちんと織り込まれることが重要である。各計画の始期である 2024 年度までには改革事項が実行されるよう対応を図る。

(3) 医療制度改革

①2024 年度を見据えた対応においては、特に、医療提供体制の効率化などを含めて「医療費そのものの伸びの抑制に優先的に取り組む」ことが求められる。わが国の医療提供体制については、以前から、他の先進国と比べて人口当たりの病床数が多いことや、都道府県ごとの病床数の多寡に起因する入院医療費の地域差の課題などが指摘されている。こうした状況を是正することに加え、限りある医療資源を有効に活用する観点から、人口動態の変化を踏まえて、医療機能もこれに応じた体制へと最適化していくことが不可欠である。

\downarrow \downarrow

<骨太の方針 2021・財政審「建議」>

- ・都道府県単位の医療費実績を反映した保険料の設定という仕組みを強化する。
- 「1人当たり医療費の地域差半減」に取り組む。
- ・第4期医療費適正化計画では、「医療費の見込み」と国保など各制度の保険料率設定や財政運営の見通しとの「整合性」を確保するよう「法制的担保」を行うことや、医療費実績が 医療費見込みを上回る時の対応方法など、都道府県の役割や責務を明確化し、これまで以上

に権限と責任を担わせる。

②医療費の伸びの抑制に対してより実効が上がるものとするために、都道府県の主体的な取り組みを促していくことが欠かせない。このためには、医療費に関する目標の提示や提供体制整備の達成状況の公表、取り組みの進捗状況のレビュー強化、進捗が遅れる場合の都道府県の責務の明確化をはじめ、骨太方針 2021 などで掲げられた事項の着実な実現が求められる。

 \downarrow \downarrow

<骨太の方針 2021・財政審「建議」>

- ・地域医療構想のPDCAサイクルの強化として、都道府県における地域医療構想の達状況の公表、未達成の場合の都道府県の責務の明確化を行う。
- ・医療費適正化計画や地域医療構想の実施主体の都道府県と、財政運営の主体である後期高齢者医療広域連合が切り離され、医療費「適正化」の責任主体が曖昧となっている。財政運営の主体を都道府県とすることを検討する。

3.新しい資本主義緊急提言 ※別途資料参照

「新しい資本主義実現会議」が8日に公表した緊急提言は、大半は安倍・菅政権が取り組んできた施策の延長線上にあるものだ。「分配」を重視する岸田文雄首相の姿勢も徐々に軸足が成長に移っているように見え、過去との違いは分かりづらくなっている。(朝日)

中小淘汰 軍事優先 「新しい資本主義」提言案

岸田文雄政権は8日、新しい資本主義実現会議の第2回会合を開き、緊急提言案を公表しました。提言案は「当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理」したもので、中小企業淘汰(とうた)や経済分野での軍事優先などを盛り込みました。19日に閣議決定を予定する経済対策に反映されます。

提言案は「成長と分配」を実現するためには社会のデジタル化やグリーン分野の成長など科学技術立国の推進が必要だと提起。民間の技術発展を「官が支援することを基本とする」としました。大企業の成長のために国が税制優遇や財政措置などで支援するということです。

分配戦略の柱として賃上げ企業への税制優遇を盛り込みました。非正規雇用を含む全雇用者の賃金総額増加などを要件に、法人税を控除します。赤字の中小企業に対しては「補助金の要件として賃上げを考慮する」との方針を示しました。政府調達を行う際に賃上げを行う企業を優先することも検討します。

しかし法人税は企業の利益から支払われます。 6 割が赤字のため法人税を納めていない中小企業には減税の恩恵がありません。

しかも賃上げが補助金支給や政府調達受注の要件にされたら、賃上げのできない中小企業はこれまで受けてきた補助金が支給されず、政府関連の仕事まで奪われるおそれもあります。企業規模格差を広げるどころか、中小企業淘汰政策です。

成長戦略で「経済安全保障の強化推進」が必要だと強調。戦略技術の育成や技 術流出の防止などを推進します。「経済安全保障にかかる情報収集・分析・集約・ 共有などに必要な体制」の強化も明記。米中対立が加速するもとで、経済分野で 軍事優先の体制を築くことを狙います。

クリーンエネルギーをすすめるために、「再生可能エネルギーのみならず、原 子力や水素などあらゆる選択肢を追求」するとしました。

(赤旗 11月9日)

政府が「全世代型社会保障構築会議」設置 看護・介護の収入を議論へ (メディファックス 10月26日)

岸田文雄首相は26日、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げ、会議の下に公的価格評価検討委員会を設置すると表明した。委員会では看護・介護・保育の収入増に向けて議論し、年内に一定の方向性を示すとみられる。

「新しい資本主義実現会議」の初会合で、岸田首相が新会議の発足を明らかに した。岸田首相は8日の所信表明で、「看護、介護、保育などの現場で働いてい る方々の収入を増やしていく」と発言。新型コロナ、少子高齢化への対応の最前 線にいる人々の収入を増やすために、公的価格評価検討委員会を設置し、「公的 価格の在り方を抜本的に見直す」との考えを示していた。

後期高齢者の医療の自己負担などを論点として、2019~20 年に開催した全世 代型社会保障検討会議は、今年 1 月に廃止された。このため社会保障改革をテ ーマに、新政権が新しい会議体を発足させるかどうか、注目されていた。

4.診療報酬改定、コロナ禍で難しい改定に(メディファックスより)

2022 年度診療報酬改定に向け、中医協での議論が本格化する。入院医療や外来、調剤、歯科、働き方改革などの各テーマの現状と課題、論点を整理した1巡目の議論を終えた。やるべきことは進めるべきだと主張する支払い側と、医療現場に大きな影響を与える改定には慎重姿勢を崩さない診療側だが、新型コロナウイルス感染症対策に関する診療報酬での特例措置の評価への検証を含め、これまでに例のない難しい改定になりそうだ。(中略)

各テーマの論点が整理される中で、共通する大きな課題はコロナ禍の影響を どのように捉えるかという点だ。コロナ流行後、初めてとなる 22 年度改定では、 コロナ対策として診療報酬の特例措置や、度重なる経過措置延長の影響をどの ように検証していくかもポイントになる。次期改定の判断を難しくさせるような要素もいまだ多く、過去に例のない改定が現実味を帯びてきたことは理解しておきたい。加えて、24 年度の介護報酬とのダブル改定に道筋をつける改定であることも忘れてはならない。(9月30日)

知事会、コロナ関連の診療報酬「引き上げを」 医療部会で要望

厚生労働省の社会保障審議会・医療部会は2日、2022年度診療報酬改定に向けた基本認識などを議論した。参考人として出席した内堀雅雄・全国知事会社会保障常任委員長(福島県知事)は、新型コロナウイルス患者を受け入れている入院医療機関について、患者受け入れ後の診療報酬が受け入れ前よりも低くなるケースがあると説明。受け入れの円滑化を図るため、コロナ診療・治療関連の診療報酬は「継続することはもとより、引き上げていただくようお願いする」と要望した。

内堀参考人は、コロナ患者を受け入れていない医療機関も「厳しい経営状況に置かれている」とし、地域医療を確保する観点から、報酬面での配慮を求めた。

神野正博委員(全日本病院協会副会長)はコロナ病床の確保について、診療の対価である診療報酬のみを財源とするのは難しいと指摘。改定に向けた考え方で、病床確保には補助金も用いることを明記すべきではないかと提言した。 (11月2日)

5. 「病床再編 戦略なき迷走」※日経新聞11月8日付け参照

11月8火付けの日経が、「地域医療介護総合確保基金」が滞留し、全自治体で計画未達、基金が空振りとの記事を掲載しました。

6.介護保険料滞納差押え ※令和二年度介護保険事務調査参照

介護保険料の滞納により、預貯金などを差し押さえられた65歳以上の人が2019年度は21、578人となり、初めて2万人を超えました。

差押えは、全国1571保険者のうち4割の661保険者で、前年度比260 9人の増加です。

原則一割の利用料負担を全額負担とする「償還払い」が2591人。自己負担を3割にする「給付の減額等」が11,236人となっています。

(赤旗 11月9日付け)

◆天海訴訟原告天海正克さんより支援の訴え(資料参照) 天海さんより直接、署名推進、傍聴支援等、支援の訴えがありました。 障全協の山崎さんから裁判の進捗と問題点について説明いただきました。

◆協議事項

(1) いのち守る緊急行動 総括会議 (11月8日) ※別途資料参照 いのちまもる緊急行動は、11月8日に総括事務局会議が開かれました。

コロナ禍のもとでも国民のいのちを最優先にしない政府の姿勢を変えさせなければならないという強い思いから、2021 通常国会でのそれまで進めてきた「いのち署名」の請願採択、医療・公衆衛生体制の拡充に舵を切らせるため運動をすすめてきました。請願が採択されず、政府方針の「公的病院削減計画」すら見直さない政府に対し、総選挙で国民のいのちを最優先にする政治を、各政党に公約に掲げさせるために、全労連・社保協・医団連三者が協力、共同を強め、全力をつくしました。

総選挙の結果により、今後は、あらたな政治的枠組みの下での闘いとなりますが、私たちが求めてきた「国民のいのちをまもる政治」を否定できる政党はありません。コロナ禍の中でより鮮明となった、病床削減や医療・介護・公衆衛生体制の脆弱性を転換しない限り、国民が安心してくらせる社会は成り立たないことが国民の中に明らかになりました。

いのちまもる緊急行動は、本日の会議を持って終了とし、緊急行動を通じて作り上げた到達点を教訓に、いのち署名推進をはじめ、新たな闘いに前進しましょう。(事務局会議議案より抜粋)

<主な意見>

- ・地域からの運動、声が大きく上がったことが重要。選挙では、維新が増えたことばかりが強調されているが、比例票は以前よりも減らしている実態もあることも押さえておかなくてはいけないのでは。
- ・いのち VOICE がわずか4か月間で、12000を超えて集約された。メールの 時代に、文章を書いてもらう訴えが短期間にここまで広がったのは大きい。各地 から集約された。
- ・9・5全国一斉アピール行動は、「全国一斉」が各地で共感を得て取り組まれ、 地域から元気になったとの声が大きく聞かれた。各地の行動も議員参加の宣伝 や、県職員を読んでの学習会など創意工夫が見られた。
- ・共同の取り組みが、後期高齢、介護等制度改善のたたかいと連帯し、共同推進が広がりを見せたことも大きい。

さらに広げていくことがこれからの運動の課題でもある。

・いのち VOICE 等に寄せられた声、要求をこれからの運動に活かしていくかが 大事。

【この間の取り組み】

打ち合わせ会議 全13回

全労連地方・単産代表者会議 6月22日(金)

記者会見 6月24日(木)13:00 厚労省記者クラブ

緊急要望書提出 6月25日(金)三原厚労副大臣が応対・提出

⇒7月7日 (水) 回答あり

8月5日再要求提出 8月20日(金)厚労省交渉 8月23日(月)記者会見 学習会 7月6日(火)完全オンライン(zoom)で開催 zoom参加者84人+講師他 10?

中央社保協総会 7月10日(土)

voice チラシ: 7月12日発送(150万枚作製)

五輪開会日一斉宣伝:7月23日(金)中央・東京:池袋東口5差路

パラリンピック開会日一斉宣伝:8月24日(火)中央・東京:有楽町イトシア゙前

一斉蜂起 0905:9月5日(日)中央・東京:新宿駅南口

立憲民主党との懇談:9月17日(金)10:00~

いのちまもる金曜行動:10月8日(金)~

連続ツイッターデモ=別紙参照=

#いまからでも五輪中止を 2021.7.18 32 万ツイート

#五輪やめて命まもれ 2021. 7. 23 29 万ツイート

#医療崩壊でも五輪ですか

#今すぐ五輪中止を 2021. 7.31 8.5 万ツイート

#自宅療養を原則とすることに抗議します 2021.8.4

#菅首相への手紙 2021.8.10

#パラリンピックのリソースを医療にまわせ 2021.8.22

#パラリンピックやめて命守れ 2021.8.24

#命を守れない政府は交代を 2021.8.24

#いのち最優先で本気の医療充実を

#国会ひらき医療崩壊を防げ

#医療・介護・保健所を本気で充実させる全国一斉蜂起 0905

#医療崩壊は政治の責任

#命を軽視する政治はいらない

#総裁選よりもコロナ対策に全力を

ネット署名:56,816人(11/7日現在)

賛同依頼文発送:8月6日(金) 8月30日現在23人の方から賛同の返信あり(発 送約270)

菅首相への手紙: 9月16日(木)内閣府に1,565人分を提出 10月5日(火) 内閣府に6,000人分を提出

10月26日(火) 厚労省に2,879人分を提出

ニュース配信:15号を作成・配信

(2) 新いのち署名推進の取り組み~基本方針案参照

- 1. これまで緊急行動のたたかいの成果を引き継ぎ、新いのち署名の運動を中心 とするたたかいの展望
 - ① 緊急行動のたたかいの成果・・・11月8日の緊急行動打合せ会議を受けて補充
 - ② 新いのち署名の広がり
 - 新いのち署名とセットで各種署名を取り組む行動の定着がみられる
 - ✓ 地域医療、診療報酬、75歳窓口負担二倍化実施させない取り組み、後期 高齢者医療保険料、年金引き下げ許すな、介護改善、保育改善、生活保護 基準の引き上げなど、さまざまな社会保障要求の各個別署名とセットで 「新いのち署名」推進されている
 - √ 中央社保協への署名返信も、セットで返信されるケースが増加している。 返信ペースも以前よりも早い印象がある。
 - ・ 署名スタート推進学習決起集会(9月29日)での結集とともに共同の広がり がみられる
 - ✓ 完全オンラインで約150人の参加
 - ✓ 連帯あいさつの広がり:新婦人、日本高齢期運動連絡会、21老福連 それぞれの社会保障要求、75歳二倍化阻止要求、介護改善要求と、い のち署名と共同して取り組む報告がされた。
 - ✓ 決意表明(医労連、自治労連、岐阜県社保協、大阪労連) 岐阜県社保協「地域社保協結成からキャラバン行動の地域学習会の中 で地域住民が新いのち署名を集める」取り組みを推進しているとの報告もあった
 - 署名の印刷・増刷、普及が今まで以上に進み運動の広がりがみられる
 - ✓ 3団体版(全労連・社保協・医団連)は計1,110,000部、3単産版(医労連・全大教・自治労連)は、123,000部印刷。さらに33万5千部を増刷。 (うち、東京土建が独自に3.5万部活用)・・・千葉土建がすでに4500筆返信。

2. 具体的な行動計画案

※新いのち署名と各種署名を連動(セット)させて取組み大運動に発展させるとともに 国会でのたたかいを進める

10

【署名宣伝行動計画など】

- ① 請願採択、要求実現を目指す行動・・・統一行動の呼びかけ
 - · 全国統一署名·宣伝行動

目的:新いのち署名を中心に各要求署名を持ち寄り、共同しての署名宣伝行動 を組織

全国的な力の集中点となる"ゾーン=25日を含む週"を設定する

12月:12月19日(日)~25日(土)

1月 :1月23日(日)~29日(土)

2月 : 2月 20日(日)~26日(土)

※以降は、春闘との行動調整も必要となるので、改めて提起する ※現在進めている金曜行動との整合をとりつつ全国で推進する

· 署名提出行動

目的:新いのち署名を中心に各要求署名を持ち寄り、共同して提出行動を実施する

✓ 新いのち署名の請願採択をめざす総決起集会(仮称)~(第1回統一署名提出行動)

行動内容:学習決起集会並びに署名提出行動、議員要請行動

時期:1月28日(金)11時~15時頃

対象:全労連・社保協の加盟組織、趣旨に賛同する団体、個人

規模:○○○人程度(オンライン含)

会場:メイン会場は議員会館

⇒感染状況によるが・・・首都圏中心に動員も呼びかける

地域会場⇒徹底的にオンラインを活用

議員:衆参含めての参加をめざす(オンライン参加可)

内容:学習~社会保障をめぐる政府の政策動向とたたかい(仮)

横山寿一先生に依頼検討

運動交流、署名提出行動、議員要請行動

✔ 新いのち署名第2回統一署名提出行動

行動内容:署名提出行動、議員要請行動など

時期:3月2日(水)○○時~○○時 (国会前行動との調整必要)

対象:全労連・社保協の加盟組織、趣旨に賛同する団体、個人

規模:○○○人程度(オンライン含)

会場:メイン会場は議員会館

※全労連統一行動に連動した署名提出行動を行う。時間設定や具体的

なスケジュールについては今後全労連統一行動内容と調整し決定して いく

✓ 第3回目の統一署名提出行動について5月中~下旬に最終の署名提出行動を設定する。今後、具体化する。

※署名集約日

第一次 12月24日 ※1月20日(木) 提出行動との関係で修正してはどうか。

第二次 2月28日(月) 第三次 4月28日(木)

最終 5月○○日(○)

地方議会での「意見書」採択を目指す請願・陳情運動11月・12月議会、2月・3月議会

各都道府県単位で、県労連・社保協など 5 団体地方組織中心に取組を計画する

【世論形成】

- ② 要望・要求書を押し出したアピール行動
 - ・ 各要求署名独自の宣伝行動並びに要望要求の共同統一宣伝行動の組織(前項参照)

※ネット署名、ツイッターデモ等、SNSの取り組み推進

- 全都道府県一斉記者会見
 - ✓ 時期:国会開会、総決起集会に合わせて設定。

1月○○日 総決起集会へ向けての日程

2月○○日 国民的予算組み替え要求の発表

- ✓ 日時を(概ね)統一し、各都道府県単位で県労連・県社保協中心に、新いの ち署名や各種署名のアピールなどを押し出した記者会見
- ✓ ねらい:地方紙では、民主団体の記事を掲載する新聞社(信濃毎日、西日本新聞等々)やテレビ報道するところもあり、全国一斉でアピール力が増す可能性を追求する
- · 宣伝物、学習資材
 - ✓ ビラ、ポスター

- ✓ ハガキ付署名(版下作成の検討)
- ✓ 学習資材

7月5日学習会の資料・録画の普及 長友先生による記念講演「地域医療を守る運動の前進を」

✓ データ等を共有し、SNS配信、ツイッターデモ

【政府、国会へ向けての行動】

- ③ 各政党との懇談、議員要請・懇談行動などで一致点の構築、総決決起集会(仮称)への参加要請
 - ・ 立民・共産などの4野党との連携を深め、政策的実現へ

政党懇談会の設定

12月中旬~

新議員(野党中心)への要請行動

12 月中旬~

⇒4 野党厚労委員は事前にアポをとって説明、懇談を行う 各都道府県組織からは、地元出身議員へのオンラインでの懇談

※市民連合との懇談設定 要検討

・ 新いのち署名など各種署名に基づく「国民的予算の組み換え要求」の検討時期:2月中旬頃 ※国民大運動実行委員会との調整、協議必要内容:新いのち署名、各種署名に基づく国民の要求を実現するための予算の組み換えを提案しアピールしていく

【政府、厚労省との交渉・懇談】

④ 新いのち署名を軸とした厚労省との交渉の設定 今後検討する

【全体まとめ・・・スケジュール、体制など】

- ⑤ たたかいのテンポと体制
 - テンポ

11月 上旬 5団体での方針確認(11/4)、各団体への要請

中旬 全国への意思統一開始

12月 中旬 政党懇談会の設定開始

新議員(野党中心)への要請行動

下旬 全国統一署名・宣伝行動ゾーン

① $(12 月 19 日(日) \sim 25 日(土))$

1月 上旬

中旬 第1次署名集約案(1月20日)

全都道府県一斉記者会見(日程:1月○○日)

下旬 全国統一署名・宣伝行動ゾーン

②(1月23日(日)~29日(土))

新いのち署名の請願採択をめざす総決起集会(仮称)

1月28日(金)11時~15時頃

2月 中旬 「国民による予算の組み換え」提案、記者会見

(2月〇〇日)

下旬 第2次署名集約(2月28日)

3月 上旬 第2回署名提出行動

(3月2日・水)・・・全労連統一行動

4月

5月 下旬 (全労連中央行動、看護の日)

第3回署名提出行動(5月○○日)

体制 ◆推進団体は、全労連、社保協、医団連、医療三単産、

◆基本は5団体(全労連、社保協、医労連、自治労連、民医連)を

・中心に進める。事務局は全労連・社保協。

※医団連の参加を医労連から呼びかけるようにする

実務体制・・・5団体中心に必要な協力を行う

予算 基本は5団体にて。

想定される支出を次回に整理し検討する

3. その他

○次回会議の設定:11月22日(月)18時~

※確認された基本方針案を具体化し運動を進めます。

第1回署名提出国会行動・学習集会は、2022年1月28日(金)の日程で調整します。

(3) いのち署名以降の運動の展望の検討

新しい国会情勢の下、社会保障拡充要求の実現と「全世代型」社会保障政策に対抗する運動について、協議、検討します。

社会保障改善の要望・要求の総結集、団体・組織の総結集を求め、新いの ち署名を軸にした社会保障改善、改革の国民的要求の総結集を力に、団体・組 織の総結集をはかり、たたかいのうねりをつくります。

そのために、社会保障関連要求の総結集を目指し、「コロナ禍を克服し、全

国民のいのちと暮らしを守る社会保障改革のための要望・要求書」(仮称)の作成を検討します。

※いのち署名を中心にした行動を背景に、コロナ禍をめぐるいのち、医療、 介護、暮らしを守る要求→各団体の要求の集約 (Ex.)

75 歳以上医療費 2 倍化阻止署名、

国保改善の要望・要求書

介護保険制度の抜本的改善の署名、介護7団体の改善要望・要求書 認知症の人と家族の会からの認知症関連の要望・要求

21 老福連からの介護施設関連の要望・要求

保育署名、年金署名、障がい者団体、介護団体、医療団体、労働組合など で掲げている要求

民医連の総選挙要求、全生連、新婦人、きょうされん、いのとり 25条共同行動実行委員会、福祉共同行動実行委員会の掲げる要求 各都道府県、市区町村単位の諸団体からの要望要求

⇒社保協や国民大運動実行委などの自治体キャラバン要求書から その他

(Ex) 公団自治協、住まいの貧困に取り組むネットワーク 外国人の医療・福祉、シングルマザー・ひとり親家庭 「いのちボイス」から見える「要求・要望」を具体化し加えていくことはどうか。

②いのち署名を推進し、運動の共同を大切にしながら、「全世代型」社会保障政策反対、社会保障拡充を要求する運動推進(署名等)について検討します。

※代表委員会等で検討を深めます。

- (4) 75歳以上窓口負担2倍化法等の法律を実施させないたたかい ※3団体アピール案参照
- ①学んだことを広く広げよう

11/17 から 11/19 厚生労働省前座り込み行動実施

学習会、宣伝行動を全国で計画します。

毎月23日から25日、年金支給日の12月15日、2月15日に全国一斉宣伝行動を呼びかけます。

日本高齢期運動連絡会は 11/17~19 まで厚生労働省前座り込み行動を行います。学習会 DVD、YouTube 録画などは中央社保協、日本高齢期運動連絡会 HP をご

覧ください。

②全ての世代に広く訴えましょう

現役世代には、政府が進める「全世代型社会保障政策」の問題点、特にコロナ 禍の中で起こっている「医療崩壊」などを例に、医療は社会全体の共通資本であ り、必要度に応じて誰もが分け隔てなく、平等に享受できるようにすべきである ことを訴え、医療費の窓口負担はゼロが世界水準であることを訴えていきます。 そのための宣伝チラシを作成します。

③高齢者の生活実態調査を行い、生活実態を訴えていきます

日本高齢期運動連絡会では、1 1月に高齢者生活実態調査を行い、その結果を2022年2月1日の老人医療有料化反対集会で中間まとめを行い、マスコミに発表します。それに呼応して SNS を利用した発信に取り組みます。

④国会議員、地方議員への要請に取り組みます

今回の衆議院選で当選した4野党議員に75歳医療費窓口負担2倍化法中止の 要望を11/19午後要請行動を行います。12月に政党との懇談会を開催します。 全国各地域の野党4党議員事務所への訪問を行いましょう。全都道府県、区市 町村議会への請願にも取り組みます、また、各地の後期高齢者広域連合議会への 請願を行います。

⑤「いのち署名」とセットで来年3月末までに350万筆目標にします

75歳以上医療費窓口2倍化中止の一点であらゆる団体、個人へ運動の賛同の呼びかけを強めます。75歳以上医療費窓口2倍化中止一点での協力とともに、自公政権が推し進める全世代型社会保障政策に反対し、いのち・くらしを守り社会保障・福祉の拡充を訴える「いのち署名」(全労連・中央社保協・医団連・医療3単産)とセットで取り組むことを呼びかけます。

さらに、老人クラブや、団地の自治会、高齢者のサークル等に幅広く呼びかけ、いっしょにとりくんでもらうよう呼びかけます。署名目標は2020年3月末までに350万筆です。署名のテンポは12月末までに30%、1月末までに50%とします。

⑥署名提出集会は 1/28, 2/18, 3/2

署名提出集会も他の団体と統一して要請行動にとりくみます。 2022年1月28日、3月2日は、いのち署名提出集会と一緒に実施、2/18に独自の署名提出集会を行います。 行動提起を受け、日本高齢期運動連絡会との共同の推進について検討し、この間のブロック会議に日本高齢期運動連絡会から参加を要請し、意見交換と地域の取り組み状況を意見交換しました。

⑦中央社保協ブロック会議で意見交流を図りました。11月の日本高齢期運動連絡会のブロック会議に、中央社保協事務局から参加します。

※当面、アピール案に基づき運動を科推進します。

いのち署名の取り組みと共同して署名を推進するとともに、高齢者の生活実態を明らかにし、怒りの声、要求集約を強調します。生活実態調査、高齢者の一言アピールカードに取り組みます。

- (5)介護改善の取り組み(介護障害者部会等資料参照)
- 1. 新介護署名推進 6月23日学習院内集会で署名スタートを確認 ※21 労福連がいち早く署名集約日を設定して取り組みを開始。 ※第一次集約日 11月20日
- 2. 「介護政策の抜本的転換を求める7団体の要求・要望(仮題・案)」を作成し、政党や市民連合との懇談。
- 3. 全国介護学習交流集会 10月31日(日)
- 4. 介護・認知症なんでも無料電話相談 11月11日 (木) 23都道府県で実施予定。300件以上の相談件数を目標。
 - ◆各地でマスコミ等への宣伝が進んでいます。
- ○中央社保協
- ①NHK の記者さん…全国版で、お昼のニュースでの報道は大丈夫です。朝のニュースでも報道できるよう頑張ってみます。
- ②介護のニュースサイト Joint…前日にも告知的な記事を掲載します
- ③中国新聞…お知らせコーナー(?)に電話番号含めて掲載します。(掲載内容の確認の電話あり)
- ○京都社保協
- 11月1日読売、11月4日毎日で報道されました。また、ローカルテレビのみやビジョンでも紹介されています。
- ○愛知社保協

昨日4日、愛知県政記者クラブとテレビ局4社に投げ込みをしました。

本日、中日新聞の記者から連絡が入り、内容確認の上、事前告知がされるとお話

がありました。

○静岡県社保協

静岡県社保協でも例年通り、記者クラブ社会部で10月22日に「認知症なんでも無料電話相談」と人間らしい生活を!いのちを守る第6回県民のつどい」(10/30)の記者会見をやりました。こちらは民医連、障しず協、年金者組合、生健会、新婦人で記者は選挙中という事で読売新聞と朝日新聞のみでしたが、約40分間介護と高齢者の貧困問題を中心に話しました。宣伝してもらえるかはわかりませんが。

○香川県社保協

報道各社にご案内しましたが、今のところ反応ありません。

○鳥取県社保協

地元紙には中央社保協のリリースを鳥取版に脚色して、きょう FAX しようかとおもいます。

○兵庫県社保協

報道機関各社に FAX で案内を送り、電話で掲載依頼をした。神戸新聞から「掲示板コーナー」で掲載の連絡があった。

兵庫県内の介護事業所を持つ社会福祉法人 200 ヵ所に、ビラをポスターにして 郵送し掲示をお願いした。

つながりのない介護事業所にも社保協が「家族の会」と相談活動をしている認識 を広げる目的を兼ねた。

○高知県社保協

高知は11月4日、認知症の人と家族の会高知県支部の相談員の方と記者会見 を行いました。

2社ですが、記事を添付にて送信します。

○大阪社保協

大阪社保協・日下部さん…11月5日朝関西ラジオ 「寺谷一紀のまいどまいど!」のコーナー「医療どうなる」で7時30分から5分間だけインタビュー出演しますのでその中で「介護認知症なんでも無料電話相談」の紹介

○広島県社保協

中国新聞・・・広島県社保協を通じて中央へ問い合わせ有

※11月11日の介護何でも電話相談は、過去最高となる570件を超える相談がありました。内容は、より深刻で切実な状況が強まっています。相談できずに孤独、孤立が深まっています。

また、各地でテレビをはじめとしたマスコミへの働きかけの奮闘があり、相談増に結び付きました。(速報参照)

5. 共同宣伝行動を「4」の日宣伝(14日)、25日宣伝等への参加、各地での 宣伝行動参加について検討します。

※11月14日(日)12時~ 巣鴨駅宣伝行動

また、いのち署名を中心とした署名提出行動をはじめ、国会行動への結集を検討します。

- (6) 秋以降の地域医療を守る運動推進について地域からの医療を守る運動推進について。
- ①「新いのち署名推進行動(仮)」に結集し、署名推進を図る。
- ②地域医療の課題についての検討、運動交流する場を検討する。各県社保協の意見交換のワーキングチームなどの検討も必要か。

※地域では財政再建の課題か深刻になっており、財政再建を理由にした地域 医療構想の強行を狙われる恐れ大きく情報集約をはかる。各地の地域住民運動 との交流も。

- ③運動への地域住民参加を勝ち取ることを強調する。
- ④11月23日の地域医療運動交流集会へ結集します。

特別報告 長野県社保協

フロア発言 京都社保協 (丹後地区)、兵庫社保協、千葉県社保協 (松戸市)

- (7) 国保改善の取り組み
- ①当面する国保の要求課題について、国会議員、政党への要望を検討し、提出 しました。(要望案参照)

「国保実務」が要望案を掲載しました。

- ②国保学習交流集会について
- 日程 12月12日(日)10時~16時
- ・場所 完全オンラインで開催。 部会メンバー(事務局、司会)はメイン会場に参加 各地域、職場で集団視聴を呼び掛ける。

• 内容案

新型コロナ感染拡大から1年半が経過。この間、政府による国民のいのちを軽視していると言わざるを得ない対応で、感染拡大が繰り返され、その影響は多くの国民に及んでいます。とりわけ、新自由主義による公務の縮小化がすすみ、医療・公衆衛生の現場崩壊、受けられるべき医療が受けられず命を亡くしてしまう方が100人以上にものぼりました。

高すぎる国保料をはじめとした国保の構造的な問題は解決されないまま、 統一保険料の導入、法定外繰り入れの廃止なども強行されようとしています。 地域の暮らし、住民のいのちを守り、国民皆保険を支える国民健康保険制度の重要性をあらためて確認することが求められています。財源問題を解決し、国保の抜本的な改善が必要です。医療制度改悪を国保制度を通じて強行しようとする国の狙いをつかみ、情勢をはじめ地域の実態の学習、交流を深め、運動を進めていく意思統一を図ります。

- スケジュール案
 - 10時00分 開会(進行兼ねる)
 - 10時05分 学習講演=「医療費適正計画の中での国保の位置づけと国のねらい」

講師・日本医療総合研究所 寺尾正之氏

11時05分 質疑

※進行について検討 Zoomで意見求めて発言、質疑(チャット利用)

- 15分 休憩
- 25分 滞納・差押え問題交流

講演「S市の市税の徴収現場から」

講師・徴収課職員

- 1 法律に執った則った滞納整理について
- 2 独自の減免導入について
- 3 低所得者へのきめ細やかな対応について
- 4 差押えについて
- 12時25分 質疑・意見交流

※進行について検討 Zoomで意見求めて発言

55分 休憩

13時40分 学習講演=「第二期運営方針の進捗と各地域の動向、次期国保料(税)について」

講師・神奈川自治労連 神田敏史氏

- 14時40分 ※進行について検討 Zoomで意見求めて発言、質疑(チャット利用)
- 14時50分 各団体・各県社保協意見交換
 - ※事前に発言を参加者に要請し、希望者から発言 以外に、部会メンバー中心に検討
 - ①生活保護の国保利用の問題について 全生連
 - ②愛知県社保協
- 15時50分 集会のまとめ・閉会
- 16時00分 終了(予定)

- ③国保緊急要望案の今後の取り扱いについて
 - 1. 新しい国会情勢の下で、政党、議員への要望、懇談の申し入れを検討する
 - 2. 厚生労働省交渉、レクチャーの実施
- ④クレサラ対協zoom学習会の講師要請
 - ※滞納処分対策全国会議より相談あり
 - ・日程 1月22日(土)午前中(10時-12時予定)
 - 内容

国保を取り巻く構造的な問題と、高すぎる国保料の問題等の学習。 中央社保協、ならびに地域の社保協の活動、取り組みについて学習する。

- · 講師 大阪社保協寺内順子事務局長
- ・滞納、差し押さえの事例紹介と具体的な解決手法についての講義は、対策 会議代表の角谷税理士により、別途講義する機会を検討してもらう
- (8) 地域社保協全国交流集会の開催検討について
- ・各ブロックから実行委員を選出し、2021年度内(全国総会まで)の開催を検討します。
- (9) 共同推進の取り組み
- ①25条共同行動実行委員会の取り組み(別紙)
- 25条共同行動実行委員会が推進する全世代型社会保障検討会議政策に対する「自助、共助、公助」論批判の共同アピールならびに、ネット署名等の呼びかけに共同します。

総選挙に向けて、各政党へ「わたしたちの求める社会保障」として、社会保障 拡充要求をまとめ、要望案として、政党、国会議員、市民連合、マスコミへ要請 しました。政党、国会議員等への懇談を計画します。

また、「わたしたちの求める社会保障」について、学習、意見交換等について、 検討します。

- (10) 第49回中央社保学校について、
- ①11月8日、第48回中央社保学校の総括の実行委員会を開催しました。 (資料参照)
- ②第49回中央社保学校は、10月29日に、関東甲ブロック首都圏事務局長会議を開催し、2022年9月17日(土)-18日(日)の日程で、千葉県で開催することとなりました。

※12月1日に首都圏事務局長会議で運営、内容等について打ち合わせを行い、8日の関東甲ブロックで協議し、実行委員会の開催について検討します。

(11) その他

①当面する宣伝行動について

いのち署名推進等のとりくみもふまえて、「13-15日」「23-25日」の宣伝行動ゾーンでの宣伝行動の計画を改めて呼びかけます。

あわせて、25日を含む週をいのち署名推進の宣伝行動ゾーンとして提起します。

中央は、「4」の日宣伝(14日、巣鴨駅)、25日宣伝(25条共同行動と連携 25日、御茶ノ水駅前)を基本に実施します。

11月14日(日)12時~ 巣鴨駅前(介護共同宣伝)

11月25日(木)時間、場所は検討

②202年税研集会について

日時 2022年1月29日(土)~30日(日)

場所 オンライン併用 (メイン会場 東京土建、神奈川土建、千葉土建)

内容 2日目に予定される分科会の一つを「年金・社会保障と財源問題」をテーマに行われることとなりました。社保協、年金者組合、不公平な税制をただす会、埼玉土建で打ち合わせを行います。

1日目のメイン講演は、「2022年度予算案と税制」「財源論(税の集め方と使い方)のテーマで検討中です。

③会議日程について

1. 第5回運営委員会

12月1日(水)、13時半~

オンライン併用 ※中央団体、首都圏からはリアル参加ありで対応

2. 全国代表者会議日程

2月、3月の第一水曜日開催を検討していましたが、いずれも日程的に開催 が難しいため、2月9日(水)の第二水曜日に開催します。オンライン併用 で予定します。

※2021年度全国代表者会議

- ・日程 2022年2月9日(水)時間は検討
- ・場所 オンライン併用 会場/日本医療労働会館会議室

緊急提言 (案)

~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて~

令和3年11月8日 新しい資本主義実現会議

緊急提言(案)

~未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて~

(目次)

I.	. 新しい資本主義の起動に向けた	た考え方	1
ℤ.	. 成長戦略		2
ш.	. /% 12 4%		2
1.	. 科学技術立国の推進		2
		科学技術・イノベーションへの投資の強	
	① 10 兆円規模の大学ファンド・	· 大学改革	2
	② デジタル、グリーン、人工知]能、量子、バイオ、宇宙など先端科学	技術の
	研究開発・実証		2
	③ ライフサイエンス分野の強化	.	2
((2)デジタルトランスフォーメー [・]	ション (DX) の推進	3
	① デジタル庁による健康・医療	・介護、教育等の分野におけるデータを	利活用
	の推進		
		−タ流通)の推進	
		ノシュレス利用環境の整備	
(発・実装	
		大	
		ーション・充電設備の整備、電動車の ⁹	
		進と事業再構築	
		が消費型産業の燃料転換	
		はエネ性能の向上や木造建築物の促進に	よる生
	宅・建築分野の脱炭素化		4
		- 力利用に係る新技術の研究開発の推進. 5定	
	⑤ グリーフェイルヤー戦略の東	とた	J
2.	我が国企業のダイナミズムの	復活、イノベーションの担い手であ	<i>3Z</i>
			_
(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		規模を拡大する環境の整備	
		ス及びSPAC(特別買収目的会社)制度の	
		ションの支援	
((6)公正な競争を進めるための競	争政策の強化	7
((7) デジタル広告市場の透明化・会	公正化の推進	7

3.	地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」	の起
	動	7
(1) テレワーク・ドローン宅配・自動配送などデジタルの地方からの実	装8
(2) 地域金融機関を含めた地域の中小企業のDXの面的・一体的な推進.	8
(3) いわゆる6G (ビョンド5G) の推進	8
•	4) 教育のICT環境の整備	
(5)デジタル田園都市国家構想実現会議とデジタル臨調の設置	9
(6) 地方活性化に向けた基盤づくりへの積極的投資	
	① 農林水産業の成長産業化の推進・家族農業や中山間地農業などが持	持つ多面
	的機能の維持	9
	②防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の推進・豊かた	
	市国家を支える交通・物流インフラの整備	
	③ PPP/PFIの推進	
	④ 2025年大阪・関西万博の準備の円滑化	
	⑤ 観光立国復活に向けた観光業支援	10
4.	経済安全保障	10
(1) 我が国の自律性の確保、優位性ひいては不可欠性の獲得のための経	
	保障を推進するための法案の策定	10
(2) 戦略技術・物資の特定、技術の育成、技術流出の防止等に向けた取	組の推
	進	11
(3) デジタル社会の基盤となる先端半導体に関する国際共同開発支援と	
	工場の我が国への立地支援、国内拠点工場の刷新	
(4) 次世代データセンターの地方分散・最適配置の推進	11
Ш.	分配戦略 ~ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化	12
_		40
7.	民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援	
(1)新しい資本主義を背景とした事業環境に応じた賃上げの機運醸成.	
	2) 男女間の賃金格差の解消	
	4) 労働移動の円滑化と人的資本への投資の強化	
	5) 非正規雇用労働者等への分配強化	
`	① 新たなフリーランス保護法制の立法	
	② 厳しい環境にある非正規雇用の方々の労働移動の円滑化	
	③ 正規雇用と非正規雇用の同一労働同一賃金の徹底及び最低賃金の総	
	- に応じた引き上げ、働き方改革	14
(6) 大企業と中小企業の共存共栄を目指した、取引適正化のための監督	強化 、
	産業界への働きかけ強化	
(7) 事業再構築・事業再生の環境整備	
	① 中小企業の事業継続・事業再構築・生産性向上の支援	
	② 採算性の回復が望める事業者に対する事業再構築の促進のための私	ム的整理
	円滑化の立法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

③ 中小企業の私的整理等のガイドラインの策定等	15
(8)新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制訓	周
査会における検討	15
2. 公的部門における分配機能の強化	15
(1)公的価格の在り方の抜本的見直し	15
① 看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくたる	め
の公的価格の在り方	15
② 賃上げのための政府調達手法の検討	16
(2)子ども・子育て支援	16
① 子ども目線での行政の在り方の検討	16
② 保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境	の
整備など、子育て支援の促進	16
③ 大学卒業後の所得に応じて「出世払い」を行う仕組みに向けた奨学金の	所
得連動返還方式の見直しの検討、子育て世代の教育費の支援	16
④ 子育て世代の住居費の支援	16
(3) 財政の単年度主義の弊害是正	17

I. 新しい資本主義の起動に向けた考え方

政府は、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、内閣に新しい資本主義実現本部を設置した。また、同本部の下、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議を開催することとし、本年10月26日から検討を開始した。

現在、世界各国において、持続可能性や「人」を重視し、新たな投資や成長につなげる、新しい資本主義の構築を目指す動きが進んでおり、我が国がこの動きを先導することを目指す。

具体的には、1980年代以降、短期の株主価値重視の傾向が強まり、中間層の伸び悩みや格差の拡大、下請企業へのしわ寄せ、自然環境等への悪影響が生じていることを踏まえて、政府、民間企業、大学等、地域社会、国民・生活者がそれぞれの役割を果たしながら、格差の是正を図りつつ、民間企業が長期的な視点に立って「三方良し」の経営を行うことで、現場で働く従業員や下請企業も含めて、広く関係者の幸せにつながる、長期的に持続可能な資本主義を構築していく必要がある。全てを市場に任せるのではなく、官民が連携し、新しい時代の経済を創る必要がある。

その際、人的資本や無形資産、社会・自然環境・人権への配慮などを可視化することで、成長の質や長期的な企業価値を評価するための環境を整備することが重要である。

成長と分配の好循環の起爆剤として、デジタルトランスフォーメーション(DX)やグリーン分野の成長を含めた科学技術立国を推進し、イノベーションカを抜本的に強化する必要がある。その際、民間がイノベーションを起こし、それを官が支援することを基本とする。また、イノベーションを社会課題の解決に活用することで、利便性の高い社会を作るとともに、地方の中堅・中小企業や下請企業、スタートアップを含めて、幅広い産業や企業の生産性向上を促進し、豊かな中間層を生み出していくことが重要である。製品だけでなく、サービスのイノベーションも進めていく必要がある。

逆に、従業員に賃金の形で分配してはじめて、消費が拡大し、消費拡大によって 需要が拡大すれば、企業収益が更に向上し、成長につながる。分配戦略は、成長を 支える重要な基盤である。

さらに、成長と分配を同時に実現するためには、幼児教育・保育や小中学校から企業内まで、「人」への投資を強化する必要がある。多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)を尊重し、女性や若者、非正規の方、地方を含めて、国民全員が参加・活躍できる社会を創り、一人一人が付加価値を生み出す環境を整備する必要がある。また、リカレント教育やセーフティーネットの整備を通じて、やり直しのできる社会、誰一人として取り残さない社会を実現する必要がある。働く人の評価や処遇を成果に基づき行う慣行を定着させる必要がある。

このような視点を含めて、我が国においても、成長戦略によって生産性を向上させ、その果実を働く人に賃金の形で分配することで、広く国民の所得水準を伸ばし、次の成長を実現していく「成長と分配の好循環」の実現に向けて、政府、民間企業、大学等、地域社会、国民・生活者がそれぞれの役割を果たしながら、あらゆる政策を総動員していく必要がある。

新しい資本主義実現会議では、こういった基本的な考え方を踏まえて、来春にビジョンとその具体化の方策を取りまとめ、世界に向けて率先して発信していく必要

がある。策定にあたっては、車座対話を随時開催し、多様な関係者の方々の声を丁寧に聞きながら、検討を進めていく。

本緊急提言は、早速、実行すべきものは実行に移し、新しい資本主義を起動するため、当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理するものである。

Ⅱ. 成長戦略

1. 科学技術立国の推進

(1) 科学技術立国の推進に向けた科学技術・イノベーションへの投資の強化

①10兆円規模の大学ファンド・大学改革

世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現し、運用を開始する。また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革や外部資金確保の強化などの大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。

優れた若い研究者が研究に専念できる環境を作っていく。このため、我が国の科学技術・イノベーションの将来を担う優秀な博士後期課程学生に対して、生活費相当額及び研究費を継続的に支援する。また、若手研究者の参画を要件として国際共同研究を支援するスキームを新たに構築し、世界と戦える優秀な若手研究者の育成を推進する。

②デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙など先端科学技術の研究開発・実証

科学技術立国の推進に向け、デジタル、グリーン、人工知能、量子、バイオ、宇宙といった先端科学技術の研究開発・実証に大胆な投資を行う。

人工知能や量子など革新的な技術が出現し、イノベーションをめぐる国際的な競争が激化する中、経済安全保障の強化推進の観点から先端的な重要技術を迅速かつ機動的に育てる必要がある。このため、国が経済安全保障上のニーズに基づき、研究開発のビジョンを設定した上で、その実現に必要な研究開発を複数年度にわたって支援する枠組みを設ける。

長期の野心的な目標に挑戦するムーンショット型研究開発について、カーボンニュートラルの実現、人工知能・量子・バイオなど新技術の研究開発力強化、がんなど日米協力に基づく研究開発の推進を目指して、抜本的に強化する。

小型衛星コンステレーション(多数の衛星群を協調させることで、高速・低遅延通信や高頻度の観測を可能とするシステム)を構築するための実証や国際宇宙探査(アルテミス計画)の推進など、安全保障・防災等の観点から、宇宙開発利用を加速する。

③ライフサイエンス分野の強化

人生100年時代を迎え、ライフサイエンス分野の研究開発・投資を強化する必要がある。

このため、ワクチンや治療薬の安定供給を確保するため、国内での開発、生産を支援する。

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬について、本年内の実用化を目指すとともに、国産の経口治療薬の研究開発を支援し、国民の安全・安心を確保できるよう、承認された経口治療薬の国による買い上げを行い、必要量を確保する。

ワクチンについて、より強力な変異株や新たな感染症にも対応できるよう、新たなモダリティ(創薬手法)の創出を目指した基礎研究や企業等の応用研究、ベンチャーキャピタルによる出資を要件とした、創薬ベンチャーにおけるワクチン実用化のための開発、平時にはバイオ医薬品を生産し、緊急時にワクチン製造に転用できる生産設備(デュアルユース)の整備を支援する。

がんや難病に苦しむ患者を対象として、全ゲノム解析を推進し、その結果をもとに、個別化医療の提供を目指す。また、得られたゲノム情報をデータベース化し、研究機関や民間企業等における創薬や治療法開発に向けた利活用を可能とする。

現状、累計6,300症例 (1.2万ゲノム) の全ゲノム解析を実施済み。本年度末までに累計19,200症例 (2.5万ゲノム) まで実施する見込み。これに加えて、英国を参考に、来年度から5年間でがん・難病に関して10万ゲノム規模の全ゲノム解析を実施することを目指し、複数年度にわたって支援する。

(2) デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

①デジタル庁による健康・医療・介護、教育等の分野におけるデータ利活用の推進 デジタル庁において健康・医療・介護、教育など準公共分野におけるデータの利 活用を強力に推進するため、データの具体的な利用ケースを想定し、実際の運用時 に生じる課題を把握するための実証や、データを利活用できる環境の整備を行う。

具体的には、健康・医療・介護の分野においては、妊産婦・乳幼児・高齢者といった方々の個人の健康状態に関するデータを、公共サービス、医療、福祉サービスの提供者など様々な主体が利用できる環境を想定して実証を行い、データの標準化をどのように行うか、データの取扱いのルールをどのように設定するか、どのようなシステムの整備が必要かといった課題を整理する。

また、教育分野においては、様々なデジタルコンテンツを学校で利用できる環境を整備するため、官民の様々なデジタル書籍・素材について、学習指導要領との紐付けを行うとともに、それらを容易に検索することができるような検索システムの開発及び実証実験を行う。

さらに、このように様々な分野における実証等を行うことで、将来的に分野横断的なデータプラットフォームの構築へとつなげていく。

②DFFT (信頼性ある自由なデータ流通)の推進

デジタル時代の信頼性ある自由なデータ流通(DFFT)を実現するため、国際的なルールづくりに積極的な役割を果たしていくとともに、データの越境移動に関する国際的な規制の相互運用の在り方について検討を行う。

③利用料の透明化によるキャッシュレス利用環境の整備

クレジットカード加盟店手数料の7割を占めるとされるインターチェンジフィー (クレジットカードでの決済があった際に、お店と契約する決済会社が、利用者と契約する決済会社に支払う手数料)について、公正取引委員会において、標準料率の公開状況等の実態調査を行い、競争政策上の課題の有無について、本年度末までに取りまとめる。あわせて、関係省庁においてキャッシュレス決済の拡大に有効な公開方法を検討する。

④コンテンツの利用拡大

デジタル化、ネットワーク化を成長の機会とすべく、コンテンツの利用に関する 多数の権利者の許諾について、簡素で一元的に権利処理できるような制度について、 本年中に検討の上、結論を得て、来年度中の法案提出を目指す。

感染拡大に伴う開催制限により延期・中止した音楽や演劇の公演等について、キャンセル費用を支援するとともに、コンテンツの海外展開を支援する。

(3) クリーンエネルギー技術の開発・実装

①再生可能エネルギーの導入拡大

2050年のカーボンニュートラル、2030年度の排出削減目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組む。

再エネ普及のための送電網の整備を加速化するため、海底直流送電線に関する実現可能性調査を支援するとともに、ケーブルの製造に係る設備投資等を加速する。また、再エネの出力変動に対応するための電力系統につながる蓄電池の整備、余剰な再エネ電気で水素を製造する装置の整備を支援する。

太陽光発電の導入拡大に向けて、事業会社がFIT制度やFIP制度の対象とならない再エネの長期契約に基づく調達を促進するための太陽光発電設備の整備を支援する。

②蓄電池の国内生産、水素ステーション・充電設備の整備、電動車の普及促進による自動車の電動化の推進と事業再構築

自動車産業は、関連産業を含めると、国内で550万人の雇用を抱える、我が国の 基幹産業である。自動車の電動化を推進するため、包括的な支援を実施する。

車載用の電池について、サプライチェーン強靱化を図るとともに、2030年までに 国内生産能力を大幅に高めるため、電池及び電池材料の大規模生産拠点の国内立地 を支援する。

水素ステーションや充電設備の整備を支援し、電動車について、遅くても2030年 までにガソリン車並の利便性を実現する。

2035年までに乗用車の新車販売で電動車を100%とするグリーン成長戦略の目標に向けて、電気自動車・燃料電池自動車等の購入を支援する。

2050年カーボンニュートラルに伴う産業構造転換を支援するため、部品サプライヤー、ガソリンスタンド、整備拠点などが、自動車の電動化に伴い事業転換・事業再構築に挑戦する取組を支援していく。

あわせて、既存のインフラを活用可能な、二酸化炭素(CO2)と水素の合成燃料(e-fuel)の技術開発・実証を行う。

③化学・鉄鋼等のエネルギー多消費型産業の燃料転換

鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメントといったエネルギー多消費型産業における 石炭火力自家発電の燃料転換を支援する。また、鉄鋼の高炉・コークス炉の高効率 化等を支援する。

④既存住宅・建築物を含めた省エネ性能の向上や木造建築物の促進による住宅・建築分野の脱炭素化

住宅・建築分野における脱炭素化を強力に推進する。

具体的には、2025年度までに、住宅や小規模建築物を含めた全ての建築物を省工

ネルギー基準の適合義務の対象とするとともに、5,000万戸を超える既存住宅の省エネリフォームを推進するため、低利融資制度を創設する。また、木材の利用を促進するため、木造建築物に対する構造計算の規制や防火規制を改正する。このため、次期通常国会への関連法案の提出を目指す。

このほか、地域における木造のゼロ・エネルギー住宅の取得等を支援するとともに、住宅ローン減税の在り方や、リフォーム税制の拡充・延長について検討し、本年末の来年度税制改正において結論を得る。

⑤核融合など将来に向けた原子力利用に係る新技術の研究開発の推進

将来に向けた原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術等の開発を進める。2030年までに、民間の創意工夫や知恵を活かしながら、国際連携を活用した高速炉開発の着実な推進、小型モジュール炉技術の国際連携による実証、高温ガス炉における水素製造に係る要素技術確立等を進めるとともに、ITER計画等の国際連携や民間企業の技術開発を通じ、核融合研究開発を着実に推進する。

⑥クリーンエネルギー戦略の策定

グリーン成長戦略、エネルギー基本計画を踏まえつつ、再生可能エネルギーのみならず、原子力や水素などあらゆる選択肢を追求することで、将来にわたって安定的で安価なエネルギー供給を確保し、さらなる経済成長につなげていくことが重要である。

このため、クリーンエネルギー戦略を策定する。

2. 我が国企業のダイナミズムの復活、イノベーションの担い手であるスタートアップの徹底支援

(1)要素技術の製品化・サービス化の促進

我が国では、要素技術の研究開発に成功しても、製品・サービス化がうまくいかず、他国企業がビジネスとして収益化した事例が散見される。

日本企業が要素技術の製品化・サービス化を進めるためには、新しい技術の可能性を見出す経営の「目利き力」や、事業化に繋げる「事業立ち上げ力」の強化、こうした力を持つ人材の育成、経営戦略と知財戦略の一体的な推進など、民の経営力の強化を進める必要がある。

(2)付加価値の高い新製品・新サービスの創出の促進

OECDによると、新製品や新サービスを投入した企業の割合は、日本の場合は製造業9.9%、サービス業4.9%にとどまり、ドイツ(製造業18.8%、サービス業9.0%)や米国(製造業12.7%、サービス業7.6%)よりも低い水準となっている。

また、我が国の労働生産性(就業者一人当たりGDP)は2019年に7.5万ドルであり、G7諸国の中で最も低い。

製造コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率を見ると、日本は1.3倍にとどまり、1.8倍の米国や1.7倍の英国より低い水準となっている。

このように、日本企業は新製品や新サービスを生み出せず、十分な売値が確保できていない。売値を上げるのは、現場の工員や従業員の問題ではなく、経営の問題である。

日本企業が付加価値の高い製品やサービスを生み出し、高い売値を確保できる付

加価値を創造するようにすることで、新しい資本主義の考え方に沿って、従業員や取引先に付加価値を分配する構造へと日本の産業を変革していく必要がある。

このためには、日本企業は、従来の「モノ売り」から脱却し、高収益を狙える「サービス」売りを進めるとともに、AI・ビッグデータの活用やブランド力の強化等の事業構造の改革を進める必要がある。

また、最先端技術を活用し、新興国ならではの課題を克服するための新製品や新サービスが創出され、先進国へ逆輸入されるリバースイノベーションが加速している。我が国においても、アジア新興国企業と日本企業が連携して迅速に成功モデルを生み出し、日本への逆輸入を進める取組を推進する。

(3) スタートアップを生み出し、規模を拡大する環境の整備

成長戦略が成功するためには、イノベーションの担い手であるスタートアップを 徹底支援し、新たなビジネス、産業の創出を進める必要がある。

我が国のスタートアップの数は近年増加傾向にあるが、企業年齢 O-2年の企業が企業全体に占める割合は13.9%にとどまり、米国(20.5%)、英国(22.4%)、フランス(22.8%)に比べて低い。

また、我が国の上場企業は、ソニーや本田技研工業など1945-1954年に設立された企業が119社と最多である一方、米国の上場企業は、アマゾンやフェイスブックなど1995-2004年に設立された企業が124社と最多である。

さらに、我が国では成長するスタートアップが少なく、ユニコーン (時価総額10億ドル超の未公開企業) の数は、2021年3月1日現在、米国274社、中国123社、欧州67社であるのに対して、日本は4社にとどまる。

このように、我が国では、イノベーションの担い手であるスタートアップの数は 依然として低い水準にとどまっており、成長するスタートアップは極めて少ない。 日本の将来を築いていくためには、終戦直後に続く第二の起業ブームを起こす必要 があり、スタートアップの創出・成長発展のための環境整備に取り組む必要がある。

例えば、我が国の場合、VC・CVC投資やエンジェル投資の規模が米国等と比べて 非常に小さい。また、米国では、スタートアップの足元の利益ではなく、将来の成 長性を見込んで多額の投資が集まるのに対し、日本では短期的に利益を出すことが 求められるため、スタートアップが成長投資を行うことが難しい状況にある。

スタートアップの創出・成長発展に向けて、挑戦が奨励される社会環境の整備、 兼業・副業の促進等による人材の流動化、新SBIR制度の着実な運用によるスタート アップからの政府調達、雇用を増やすスタートアップに対する政策金融による融資、 SPAC (特別買収目的会社)制度の検討等による新たな上場環境の整備、大企業とスタートアップとの取引関係の適正化等を総合的に進める。

(4) 新規株式公開(IPO)プロセス及びSPAC(特別買収目的会社)制度の検討

日本の上場の仕組みは、新たなチャレンジを起こそうとする起業家にとって優しい制度とは言えない。日本の上場の仕組みでは、スタートアップではなく証券会社の顧客が儲ける構造になっており、スタートアップに十分な資金が回っていないとの指摘がある。

具体的には、新規株式公開 (IPO) については、諸外国と比べて、起業家が株を売る価格 (公開価格) を上場初日に市場で成立する株価 (初値) が大きく上回り、起業家の資金調達額が少ない。

そうした現状を踏まえ、IPO時の公開価格設定プロセスについて、公正取引委員会において実態把握を進める。また、日本証券業協会において、スタートアップの持続的な成長に資するよう、実需を反映するための公開価格設定の在り方や、よりスタートアップの意向に沿った株式の配分の在り方などについて検討を進め、本年内を目途に中間的な取りまとめを行う。

また、諸外国で導入されているSPAC制度についても、買収時にスタートアップと 投資家が合意して価格を決めるため、お互いに納得した価格で上場できる仕組みで あり、現在の上場の問題を解決する上でも意味があると考えられる一方、投資家保 護が必要である。

このため、東京証券取引所において、上場時の基準や開示の在り方、買収に反対した場合等の一般投資家への資金の返還、買収先企業の開示など、投資家保護策等の観点からSPACを導入した場合に必要な制度整備について、諸外国の状況も踏まえ、具体的に検討を進め、論点を整理した上で、結論を得る。

(5) 大企業とのオープンイノベーションの支援

大企業とのオープンイノベーションを促進する税制措置について、スタートアップ企業の株式取得を通じて連携を深める取組が増えるよう、対象となる株式の範囲の拡充を検討し、本年末の来年度税制改正において結論を得る。

また、大企業とスタートアップの人材マッチングの支援を実施する。

(6) 公正な競争を進めるための競争政策の強化

新しい資本主義を進めていくためには、地方の中堅・中小企業、下請企業、スタートアップを含めて、豊かな中間層を生み出していくことが重要となる。欧米では、競争当局から他の政府機関等に対し、唱導 (アドボカシー; 提言) が活発に行われ、公正な競争環境の整備が着実に進められている。我が国でも、専門性の高い外部人材も活用しつつ、スタートアップ・中小企業の取引の適正化や通信等のデジタル市場・電力等のエネルギー市場といったインフラ分野などをはじめとして、公正取引委員会による唱導機能の実効性を強化する。

専門的な知見の向上など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図ることにより、公正取引委員会の体制を重点的かつ計画的に強化する。

(7) デジタル広告市場の透明化・公正化の推進

デジタル市場を支える重要なインフラであるデジタル広告に関して、市場が寡占化する中でプラットフォーム事業者による一方的なルール変更や、広告の閲覧数の水増しによる広告費の虚偽請求など様々な課題が指摘されている。こうした状況を踏まえ、デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象にデジタル広告市場を追加し、大規模なプラットフォーム事業者に対して、ルール変更の際に内容や理由を事前に開示することや、広告費の不正取得のリスクに関する説明の徹底を求めるなど、透明化・公正化のための制度整備を行う。

3. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の起動

新しい資本主義は、地方からスタートする。過疎化や高齢化といった地方の課題 にデジタルを実装することで解決する「デジタル田園都市国家構想」を起動する。

(1) テレワーク・ドローン宅配・自動配送などデジタルの地方からの実装

地方の課題を解決するため、地方からデジタルの実装を進める。

電子商取引が拡大する一方で、ドライバーの数は減少を続けている。さらに、ウィズコロナの中、高齢者などの利用者、ドライバーの安全を確保する観点からも、 非接触型の自動配送サービスを実現することが重要である。

低速・小型の自動配送ロボットは、現行制度(道路運送車両法、道路交通法)には位置付けられていないが、自動配送サービスを早期に実現するため、道路運送車両には該当しないこととした上で、配送サービスの提供エリアや事業者の連絡先等について事前の届出を求め、安全管理義務に違反した場合には行政機関が措置を行えることとし、機体の安全性・信頼性の向上が図られるよう、産業界における自主基準や認証の仕組みの検討を促すこと等を前提に、次期通常国会に関連法案を提出する。

あわせて、高齢者の移動手段の確保や運転手の不足に直面する地方では、人を運ぶ自動運転による移動サービスが期待されるが、現行法では一般的な制度は規定されていない。このため、申請されたサービスの提供地域・区間を前提として、自動運転システムの性能、遠隔監視や緊急時の対応等を確認した上で、自動運転移動サービスを認める新たな制度を創設し、次期通常国会に関連法案を提出することを検討する。

また、物流や保安、防災など様々な分野においてドローンを活用できる環境を整備する。具体的には、機体の安全性を認証する制度や操縦者の技能を証明する制度等の詳細な制度設計を進め、来年度中にドローンの有人地帯での目視外飛行(レベル4)を可能とする。

「デジタル田園都市国家構想」の具体化に向け、デジタルを活用した地域の自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開する。デジタルを活用した地域における課題解決や魅力向上の好事例を創出し、そうした取組の横展開を図る。

テレワークを更に推進するため、サテライトオフィスの整備や運営、そこに進出 する企業による地域活性化に向けた事業の支援などの地方自治体の取組を支援する。

(2)地域金融機関を含めた地域の中小企業のDXの面的・一体的な推進

地域金融機関が、面的・一体的に地域の中小企業のDXを推進するため、改正銀行法に基づき、子会社を設立する等により、地域の中小企業のDXを支援する業務を展開する。これにより、地域金融機関が各地域における官民連携の面的なDXの推進の取組に積極的に参加することを促す。

また、DX専門人材を地域金融機関に対して斡旋するスキームを設ける等、地域金融機関の支援能力の向上を推進する。こうした一定の能力や体制を整備した地域金融機関が中小企業に対し支援を行うことを推進する。

(3) いわゆる6G(ビヨンド5G) の推進

次世代の通信インフラであるいわゆる6G (ビョンド5G) について、2030年頃の導入を見据えて、研究開発を推進する。このため、現在使われている電気通信技術に代えて、ネットワークから端末まで全てに光通信技術を活用することにより、基幹ネットワークにおける現在の100倍の通信速度とネットワーク全体における現在の100分の1の超低消費電力を同時に実現する革新的な技術を今後5年程度で確立することを目指して、ネットワーク技術やコンピューティング技術に関する研究開発を支援する。

(4)教育のICT環境の整備

一人一台のIT端末の配備に加え、学校における通信環境の安定化の支援や、大型スクリーン等のオンライン教育推進機器の整備など、新たな学びの環境の整備(ギガスクール構想)を推進する。

その環境を生かし、先端的教育ソフトウェアを導入して、児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びの充実など、学びの転換に取り組む学校を支援する。

(5) デジタル田園都市国家構想実現会議とデジタル臨調の設置

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル田園都市国家構想実現会議を開催する。

デジタル改革、規制改革、行政改革を一体的に進めていくために、デジタル臨時 行政調査会を開催する。

(6) 地方活性化に向けた基盤づくりへの積極的投資

①農林水産業の成長産業化の推進・家族農業や中山間地農業などが持つ多面的機能 の維持

デジタル技術を用いたスマート農林水産業を生産現場で進め、若者にとっても魅力のある産業としていく。このため、技術の研究開発や生産現場での実証・経営改善効果の分析、スマート機械のシェアリングを通じたスマート農業産地の形成、農業高校でのスマート機械の導入、効率的な林業生産・流通に役立つ森林資源情報のデジタル化、漁業生産の基礎となる資源管理のためのデジタル技術を用いた漁獲情報の収集による資源の的確な評価などを支援する。

世界でも評価の高い日本の農林水産物・食品の2025年2兆円、2030年5兆円という輸出額目標の達成に向けて、商談会の開催、プロモーションの実施、オールジャパンとして活動する品目団体の活動、国内の輸出産地に対する専門家の派遣、輸出拡大に必要な加工・保管等の施設の整備などを支援する。

森林の若返りによるCO2の吸収拡大を通じて、カーボンニュートラルにも貢献していくため、伐採、利用、植栽の好循環に向け、路網の整備、国産材の加工施設の大規模化、成長の早いエリートツリーの苗木の生産施設の整備などを支援する。

国民全体が享受している、農業・農村の持つ国土保全等の多面的機能を維持していくため、農業用水路等を地域で共同作業により管理する取組や中山間地域での各集落の農地の利用や担い手についての将来像を策定した上で実施される持続的な農業生産活動への直接支払いを推進する。

②防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進・豊かな田園都市国家 を支える交通・物流インフラの整備

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に基づき、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速、国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の各分野について、取組を推進する。

地方の産業を支え、物流効率化や地域交通の安定的確保に資する道路ネットワークや港湾の整備など、交通・物流インフラの整備を推進する。

③PPP/PFIの推進

空港、林業などPPP/PFI等の活用推進に向けた検討を行う。

空港分野では、PPP/PFI推進アクションプラン(令和3年改定版)に基づき、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進することとしている。国が管理する空港について、コンセッションの取組を進め、すでに新千歳空港、福岡空港をはじめ9空港において民間事業者による運営を開始している。空港会社が管理する空港についても、関西国際空港においてコンセッションを実施している。今後、空港における機能強化の進捗や地域との関係等を踏まえつつ、更なるコンセッションの実施について検討していく。

林業分野では、樹木採取権制度に基づき、本年10月までにパイロット的に指定された10箇所について、来年1月頃から順次、樹木採取権を設定していく。また、より大規模なものも含めた来年度以降の樹木採取区の指定について、本年から実施しているマーケットサウンディング(市場調査)の結果を踏まえ、検討していく。

④2025年大阪・関西万博の準備の円滑化

新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先の新たな社会を示すこととなる2025年 大阪・関西万博の開催に必要な経費を確保するとともに、会期終了後の撤去費用を 確保する。その際、建設主体が政府、外国政府、私企業など多岐にわたり、更にそ れぞれの行政手続も絡むことから、工事や技術実証等の進捗状況に応じた機動的・ 弾力的対応を可能とするよう措置する。

⑤観光立国復活に向けた観光業支援

コロナ禍の影響を強く受けた観光産業では、ウィズコロナを前提とした旅行ニーズの変化やデジタル化に対応した事業再構築を支援していくことが重要となる。

旅館・ホテルでは、施設の価値を高めるため、団体客向けの大部屋から家族などの少人数が泊まる温泉付きの客室に改修することや、宴会場を個室の食事会場に改修することなどが考えられる。また、観光地でリモートワークしながら余暇も楽しむワーケーションの受入れには、Wi-Fiやデスクなどの環境整備が必要となる。

こうした観光産業の事業再構築に向けた積極的な施設改修や、地域のバスや鉄道におけるキャッシュレス決済の導入等を支援する。

あわせて、GoToトラベルなどの消費喚起策については、感染状況を十分に踏まえつつ、ワクチン接種証明や陰性証明を活用して、より安全・安心を確保した制度に見直すとともに、週末の混雑回避の工夫や中小事業者への配慮についても検討し、再開に向けた準備を整える。

4. 経済安全保障

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中で、戦略技術・物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律性の確保と優位性ひいては不可欠性の獲得を実現していく。このため、経済安全保障に係る施策を総合的・包括的に進める。

(1) 我が国の自律性の確保、優位性ひいては不可欠性の獲得のための経済安全保 障を推進するための法案の策定

我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定する。

(2) 戦略技術・物資の特定、技術の育成、技術流出の防止等に向けた取組の推進 本年中にシンクタンク機能の活動を開始し、重要技術の特定に資する調査分析を 行う。

人工知能や量子など、先端的な重要技術を迅速かつ機動的に育てるため、国が経済安全保障上のニーズに基づき、研究開発のビジョンを設定した上で、その実現に必要な研究開発を複数年度にわたって支援する枠組みを設ける。

本年10月に対象業種を拡大した対内直接投資審査の執行体制、留学生・研究者等の受入審査の体制、経済安全保障に係る情報収集・分析・集約・共有等に必要な体制など、経済安全保障の推進を図るための人員の拡充を図り、体制を強化する。

「みなし輸出」管理の対象の明確化(居住者への情報提供であっても、非居住者へ技術情報を提供することと事実上同一と考えられる場合には管理対象とするもの)について、意見募集の結果を検討した上で、早期の関連通達の改正、来年度前半からの実施を目指す。

大学・研究機関等における自律的な研究の健全性・公正性を高めるため、競争的 資金の適正な執行に関する指針を本年内を目途に改定する。

特許の公開制度について、安全保障の観点から非公開化を行うための措置について検討し、必要な措置を講じる。

サプライチェーン上の重要技術・物資の生産・供給能力などの戦略的な国内産業基盤の確保を推進するため、主要国の動向も念頭に、中長期的な資金拠出等を確保する枠組みも含めた支援の在り方を検討し、早期の構築を目指す。

(3) デジタル社会の基盤となる先端半導体に関する国際共同開発支援と半導体工場の我が国への立地支援、国内拠点工場の刷新

日本は先端半導体の輸入依存度が高く、先端半導体の製造能力を有していない。 最先端半導体の受託製造でトップシェアを誇る台湾企業の日本進出は、日本の半導 体産業の不可欠性と自律性を向上し、安全保障に大きく寄与することが期待される。 こうした先端半導体の国内立地の複数年度に渡る支援、必要な制度整備を早急に進 め、強靱なサプライチェーンを構築する。

また、国際的に半導体が不足する中、マイコン、パワー半導体等について拠点となる国内半導体製造工場の刷新・増強のための設備投資を支援し、安定供給の確保、サプライチェーンの強靱化を図る。

あわせて、ポスト5Gやメガデータセンター向けの最先端半導体(微細化加工技術、 光配線技術等)に関する国際連携による研究開発を支援する。

(4) 次世代データセンターの地方分散・最適配置の推進

デジタルインフラの中核であるデータセンター(大量のコンピューターを設置し、インターネット接続サービスやデータの管理・運用サービスを提供する施設)の立地場所は、以下の点から重要である。

- ・データの伝送遅延に大きな影響がある。例えば、ユーザーが東京にいるとき、データセンターの立地がシンガポールの場合は0.069秒、札幌の場合は0.020秒、東京の場合は0.001秒となる。こうした伝送遅延は、自動運転の安全確保等において問題となる。
- 災害に対する強靱性の観点では、国内における分散立地が必要となるが、現在は

東京圏に6割が集中している。

・電気を大量に消費するため、再エネ電気の発電場所に近い立地が望ましい。

こうした課題に対応するため、新たな中核拠点の整備を目指し、東京圏への立地 とのコスト差を埋めるための支援を行い、データセンターの地方分散・最適配置を 図る。あわせて、分散立地した複数のデータセンターを効率的に活用するための技 術開発を支援する。

Ⅲ. 分配戦略 ~ 安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化

- 1. 民間部門における中長期も含めた分配強化に向けた支援
- (1) 新しい資本主義を背景とした事業環境に応じた賃上げの機運醸成

我が国の労働分配率は、2010年代の経済成長に伴い低下傾向にあり、OECDによると、2019年の日本の労働分配率は50.1%であり、米国(52.8%)やドイツ(52.3%)などと比べて低い水準にある。

成長と分配の好循環を実現するための鍵は賃上げである。コロナ禍では、デジタルなどの分野の企業は収益を伸ばす一方、飲食・宿泊・文化芸術・エンターテイメントなどの業種は大きな影響を受けており、業種間で差が生じていることを認識しつつ、来春の労使交渉では、新しい資本主義の考え方に基づいて、労働分配率の向上に向けて、事業環境に応じた賃上げが行われるよう、政府、民間企業、労働団体がそれぞれの役割を果たしていくことが必要である。新しい資本主義実現会議では、月内に、具体的な取組について議論することとする。

(2) 男女間の賃金格差の解消

我が国の女性の労働市場は、結婚後に就業率が低下するM字カーブが存在すると言われてきたが、2010年代における女性の就業率の向上により、こうしたM字カーブは解消しつつある。

他方、女性の正規雇用率は、20代後半でピークを迎えたのち低下するL字カーブ型になっている。すなわち、出産・育児後の30代以降の就業が非正規雇用となる傾向が見てとれる。

全ての女性が活躍できる社会を実現し、男女間の賃金格差の解消を図るため、企業に短時間正社員の導入を推奨するとともに、勤務時間の分割・シフト制の普及を進める。また、保育の受け皿の整備や男性の育児休業の取得促進等を通じて、仕事と育児を両立しやすい環境を整備する。さらに、正規雇用と非正規雇用の同一労働同一賃金を徹底し、女性が多い非正規雇用労働者の待遇改善を推進する。

(3) 労働分配率向上に向けて賃上げを行う企業に対する税制支援の強化

労働分配率の向上に向けて、賃上げに積極的な企業への税制措置について、

- ・新規雇用者ではなく、継続雇用者の一人当たり給与の増加を要件とすること、
- ・非正規雇用を含めて全雇用者の給与総額の増加を対象とすること、
- 賃上げに積極的な企業に対する税額控除の率を引き上げること、

など、制度を抜本的に強化することを検討し、本年末の来年度税制改正において結 論を得る。

なお、赤字の中小企業における賃上げも支援するため、補助金の要件として賃上 げを考慮することを検討する。

(4) 労働移動の円滑化と人的資本への投資の強化

新しい資本主義の考え方に立てば、企業が、長期的な視点に立って、株主だけではなく、従業員も取引先も恩恵を受けられるように経営を行うことが重要であり、 共存共栄の企業社会を実現するための環境整備を進める必要がある。

一方、日本企業の人的投資(0JTを除く0FF-JTの研修費用)は、2010-2014年に対GDP 比で0.1%にとどまり、米国(2.08%)やフランス(1.78%)など先進国に比べて低い 水準にあり、また、近年低下傾向にある。

企業の人的投資を促進するため、金融審議会において、企業の人的資本への投資の取組などの非財務情報について有価証券報告書の開示の充実に向けた検討を行うとともに、投資家や企業の意見を踏まえ、市場への影響を見極めた上で、適時開示を促進しつつ四半期開示を見直すことを検討する。

また、職業訓練やトライアル的な雇用、労働移動の支援などについて、人的資本への投資の支援を強化する3年間の施策パッケージを設け、民間の知恵を求める。 具体的には、デジタルなど今後の成長が見込まれる分野における人材を育成するため、事業主が行う職業訓練を支援する。非正規雇用労働者の方々の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善を行う事業主に対して助成を行う。

さらに、業種によって業績や労働需要の回復の度合いが異なる中で、雇用の回復 を実現し、多様な人材の能力を最大限に発揮するため、非正規雇用労働者の方々を 対象とした再就職や転職に向けた無料の職業訓練の提供、求職者をトライアル的に 雇用する事業主に対する助成、在籍型出向を行う際の出向に係る経費の助成等を通 じて、産業構造転換に伴う失業なき労働移動の支援を強化する。

特に、中小企業については、労働者の労働生産性の向上を図るため、人材能力の 開発に重点を置く。

多様で柔軟な働き方が拡大する中で、どんな働き方をしてもセーフティーネットが確保されるよう、働き方に中立的な社会保障や税制の整備を進め、勤労者皆保険の実現に向けて取り組む。

(5) 非正規雇用労働者等への分配強化

①新たなフリーランス保護法制の立法

コロナ禍では、フリーランスの方々に大きな影響が生じている。フリーランスと して安心して働ける環境を整備するため、事業者がフリーランスと契約する際の、 契約の明確化や禁止行為の明定など、フリーランス保護のための新法を早期に国会 に提出する。あわせて、公正取引委員会の執行体制を整備する。

また、フリーランスの方々が労災保険に加入できるよう、労災保険の特別加入の対象拡大を図る。

②厳しい環境にある非正規雇用の方々の労働移動の円滑化

コロナ禍により雇用が不安定化しているのは、飲食・宿泊・文化芸術・エンター テインメントなどで働く非正規雇用労働者の方々である。特に、女性の非正規雇用 労働者で20代~40代の方々への影響が大きい。

他方、女性の非正規雇用労働者の方々に非正規雇用を選択した理由を問うたところ、正規雇用の仕事がないは10.3%であり、都合の良い時間に働きたい(39.9%)、家事・育児・介護と両立しやすい(19.7%)といった優先順位が高く、時間的制約が

あるため、フルタイムの職業への労働移動は困難なケースが少なくない。

こうした非正規雇用労働者等の方々に対して、ワードなど簡単なトレーニングを 行って、時間的制約の少ない事務職などに円滑に労働移動することを支援する。

同時に、企業側にも、勤務時間の分割・シフト制の普及や、短時間正社員の導入など多様な働き方の許容を求める。

③正規雇用と非正規雇用の同一労働同一賃金の徹底及び最低賃金の経済状況に応じた引き上げ、働き方改革

企業に対して、労務管理の専門家による無料の相談受付や先進的な取組事例の周知・啓発、労働局による助言・指導等を行うことを通じて、正規雇用と非正規雇用の同一労働同一賃金を徹底し、非正規雇用労働者の待遇改善を推進する。

感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備する。このため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指す。

多様な働き方や新しい働き方を希望する方のニーズに応え、企業における兼業・ 副業の選択肢の提供を促進するとともに、短時間正社員等の多様な正社員制度の導 入を促進する。産業構造の変化に伴う労働移動の円滑化を図るためにも、働き方改 革を更に推進する。

(6) 大企業と中小企業の共存共栄を目指した、取引適正化のための監督強化、産業界への働きかけ強化

下請Gメンを大幅に増員し、年間1万社以上の中小企業の現場の声を直接聴取することにより、下請取引に対する監督を強化する。

労務費の価格転嫁ができなかったとする企業は5割、手形払いの期間は60日を越えるものが8割となっている。取引適正化を更に進めるため、ガイドラインの策定業種を更に拡大するとともに、2024年までの手形期間の60日以内への短縮化、2026年までの約束手形の利用廃止に向けて、本年夏に策定・改定された業界の自主行動計画のフォローアップを行う。

加えて、大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言 (現在 3,000社超が宣言) について、特に大企業の宣言数の増加に向けて、官民をあげて周知や働きかけを実施する。労務費や原材料費を含むコストの上昇が取引価格に適切に反映されるよう、産業界に対する働きかけを行うとともに、状況調査を行い、宣言の実効性も高める。

(7) 事業再構築・事業再生の環境整備

①中小企業の事業継続・事業再構築・生産性向上の支援

コロナ禍の中で、資金繰りの円滑化を図り、中小企業の事業継続の支援に万全を 期すとともに、ウィズコロナ、グリーン、デジタル化といった構造変化に直面する 中小企業の事業再構築や生産性向上を支援する。

特に事業再構築補助金については、宿泊施設における施設改修、飲食店における デリバリー販売の導入、オンラインでの商品やコンテンツの販売のための機器の導 入、将来を見据えてガソリン車向け部品の製造から電動車部品の製造へ転換するための設備投資など、幅広い取組を強力に支援していく必要がある。

このため、売上減少要件の緩和や特別枠の設定など拡充を図り、より多くの中小企業の前向きな挑戦を支援する。

②採算性の回復が望める事業者に対する事業再構築の促進のための私的整理円滑化 の立法

コロナ禍が始まって2年となる中で、債務の過剰感を持つ事業者が増えている。 本年8月に民間調査会社が行ったアンケート調査では、「債務の過剰感がある」と 回答したのは大企業が16.7%、中小企業が35.7%となっている。

新たな成長に向けて企業の事業再構築を進めていくためには、債務を軽減すれば 新たな投資が可能であるとメインバンク等が判断する場合には、早期に債務の軽減 措置がとれるような法制度を整備する必要がある。現在の法制度では、全ての貸し 手の同意がなければ、債務の軽減措置が決定できない。

このため、事業再構築のための私的整理円滑化のための法制整備の検討を進め、関連法案を国会に提出する。

③中小企業の私的整理等のガイドラインの策定等

中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定について、金融機関団体、中小企業団体、実務家等による検討を行い、本年度内に策定し、来年度から運用を開始する。

あわせて、個人保証が事業再生の早期決断の大きな阻害要因にならないよう、経営規律の確保に配慮しつつ、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促すことを検討する。

事業再生に関わる私的整理等に対する金融機関等の取組を促す施策を検討する。

(8)新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方についての政府税制調査 会における検討

新しい資本主義の時代における今後の税制の在り方について、政府税制調査会の 場で議論を進める。

2. 公的部門における分配機能の強化

- (1)公的価格の在り方の抜本的見直し
- ①看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくための公的 価格の在り方

若い世代の将来への不安を解消することは、消費の拡大につながり、成長と分配の好循環を支える基盤となる。人生100年時代の到来を見据え、子どもから子育て世代、お年寄りまで、全ての方々が安心して生活できる、全世代型社会保障の構築に取り組む。このため、新たに全世代型社会保障構築会議を立ち上げる。

新型コロナウイルス感染症や少子高齢化への対応の最前線におられる、看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていくため、全世代型社会保障構築会議の下に公的価格評価検討委員会を設置し、公的価格の在り方の抜本的見直しを検討する。

これに先立ち、経済対策等において、必要な措置を行い前倒しで引き上げを実施

する。

②賃上げのための政府調達手法の検討

政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。

(2)子ども・子育て支援

①子ども目線での行政の在り方の検討

子どもを巡る様々な課題に適切に対応するため、子ども目線での行政の在り方について、本年末までに基本方針を決定し、可能であれば次期通常国会に法案を提出するというスケジュールを念頭に検討を進める。

②保育の受け皿整備、幼保小連携の強化、学童保育制度の拡充や利用環境の整備な ど、子育て支援の促進

待機児童の早期解消を目指し、2024年度末までに約14万人分の保育の受け皿を整備する。このため、保育所の新設、改修に要する経費を支援するとともに、保育士の業務負担を軽減するためのICTシステムの導入の支援、保育士を目指す学生に対する学費の貸付け等により、保育人材の確保を図る。

幼児期の子ども達が、小学校教育へ円滑に移行できるようにする(幼保小連携)ため、好奇心や粘り強さといった学びや生活の基盤を育む体験活動など、モデル地域での実践を行い、教材や教育方法の開発・改善を行う。

学童保育、病児保育事業、乳幼児の一時預かり事業、保育コンシェルジュ等の運営に必要な費用を支援するとともに、必要な施設整備を支援する。また、保護者との連絡帳の電子化やICT機器の導入を支援することにより、職員の業務負担の軽減を図る。

③大学卒業後の所得に応じて「出世払い」を行う仕組みに向けた奨学金の所得連動 返還方式の見直しの検討、子育て世代の教育費の支援

大学卒業後の所得に応じて「出世払い」を行う仕組みに向けて、奨学金の所得連動返還方式の見直しを検討する。

引き続き、安定財源を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化を着実に実施する。

④子育て世代の住居費の支援

子育て世代の住居費の支援を強化する。

子育て世帯や高齢者など住宅の確保に配慮が必要な方に対して、入居を拒まない ものとして都道府県等に登録をした住宅(セーフティネット住宅)に入居する場合の 家賃支援の対象を拡充する。

子育て世帯が、親世帯の近くのUR賃貸住宅に新たに入居する場合に、家賃の減額を行う。

子育て世帯や若者夫婦が、省エネ性能の高い新築住宅の取得や既存住宅の省エネリフォームを行う場合の費用の一部を支援する制度を新たに創設する。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮する世帯の方々が住宅を借りる場合の家賃の一部を支援し、家賃負担の軽減を図る。

(3) 財政の単年度主義の弊害是正

科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家的な課題に計画 的に取り組むなど、財政の単年度主義の弊害是正に向けて、複数年度の視点の反映 を検討する。

提管では、「1980年 代以降、短期の株主価値重 視の傾向」が強まり、格差 **有大や 自然 関係への 恵 形 題**

などが生じたことを踏ま

え、「広く関係者の幸せに

つながる、長期的に持続可

能な資本主義を構築してい く必要がある」との問題意 識が雪かれています。

最優先で取り組むべき施策だとされています。提画 緊急協画がとりまとめられました。 で8日、 「新しい資本主義実現会議」 るため内閣が当面、 岸田文雄首相が設置した

安倍・管政治の延長線上に、

から見えてきたのは、

特定大企業の応援や財界本位のデジタル化と規制

ところが、その内容はど うか。会譲での「まずは成 長戦略」との岸田首相の発 言通り、提言では、民間企 業の技術革新を「官が支援 することを基本とする」と しています。 「自動車産業は…我が国

の望幹産業である」と各種 支援を列挙。水業をエネル ギーとする自動車(燃料器 池車) のための「水菜ステ ーション」や臨気自動車の ための「充電設備」の整備 支援、燃料配池車·電気自 助車の脚入支援を暫き込む など特定大企業の応援につ ながるような施策が目立ち 経団連の医療・介護制度に対する提

社会保障の攻悪はそのまま

(原則 1割

○介護のケアプラン作成に利用者負担を導び

○介護保険の2割負担の対象拡大

○湿布など市販類似薬を保険給付の対象外 ○75歳以上の医療窓口2割 ○75歳以上の医療窓口3割 日本ではアベノミクスの

り年間で、

大企業は内部留 保を133兆円も積み増 し、大窟察が資産を4倍に した一方で、働く人の実質 餌金は22万円も減らされま

「一億円の黜」 完全に観上げ

ところが提賞には、「成 長と分配の好循環」という アベノミクスと同じ用語が 掲げられる一方で、これま での消費税1多への大増

税、不安定配用を広げた労 働法制の連続改惠、社会保 隠窟の甘門路線を反省した り、変更したりするような 文言は一切ありません。

○要介護1

岸田氏が総裁選で掲げて いた、年間所得1億円を超 えると逆に税負担率が下が る「『1億円の壁』の打破」 にいたっては完全に棚上げ され、国裕國・大企業に応 分の負担を求めて社会保障 を通じた所得再分配機能を 強化するという視点はあり ません。

それどころか、この日の

雅和会長がさらなる社会民 陸制度の「見直し」を求め ました。経団連は1月に、 医探討の窓口負担増や介護 利用料の引き上げなど社会 保障改態を求める提言(表)

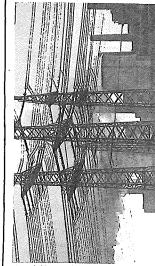
財界・大企業本位ではな く、国民本位の緊急の経済 対策を実施するとともに、 安心の社会保障と人間らし く働くルールをつくり、庶 民の暮らしの底上げで経済 をよくしていく方向への切

クリーンエネ として、原発の を公表しています。

炭火力発電の年 り込んだエネル 計画を前提に「正 素などあらゆる 求する」と明記。 ユーグ 女統 (=

行 内 療 尊 殖 照 業 最も多い「比」

国際聚築団体が闘室



ドイツ西部ケルン正郊の石炭 火力発電所=こ日(ロイター)

遊ぐ

、短言は衣見数が ンドの今年度中(と、企業など外

金獲得を強化する 革」を類げました 大学ファンド を元手に挟や題 し、運用益を世 ベルをめざすす というもの。自 田幹遺威 (判析) 中、運用益が更 る下颌円出ると 革していく大学 する」「日本のは

は国の補助金を

実現会譲では経団連の十倉 り替えが必要です。

情報提供のデジタル化

緊急提賞では「成長と分 配の好循環の起爆剤」とし て、「デジタル・トランス フォーメーション」(ロX) を掲げています。健康・医 療・介護などの分野で、妊 産婦や乳幼児、高齢者の建 康データなど、個人情報の 利活用を強力に進める実証 を行うとしています。 教育 分野では、「ギガスクール **檱想」の名で10m(簡報** 通信技術) 環境の整備を進 めるとしています。

健康・医療産業や教育産 業など、大企業のもうけの ために個人情報が利活用さ れ、プライバシーの受害や

地方と都市の差を縮めて いくなどと主張し、ニデジタ ル田園都市国家解想」の具 体化のため大規模に交付金 を支出するとしています。

岸田首相は 「デジタルイ ンフラへの投資を推進し地 域からデジタルの社会実装

を進める」などと述べてい ますが、これまで進めてき た学校や病院、保健所とい った公共施設の統廃合な ど、地方切り捨てには手を つけず、地方の課題を「デ ジタル」で解決するという のです。また、デジタル化 推進の障壁となる規制を取 り払うため「デジタル臨時 行政調査会(デジタル臨 縄)」 を設置し、「梶割改

神」、「作取改革」を一体で

進めようとしています。

月10日(火曜日)

2021年1.1

包

继

<u>ල</u>

新しい資本主義実現会語で発言する岸田文 蹉≦類(合から2人目)=∞日、資阻言故

資料1

全世代型社会保障構築会議の開催について

令和 3 年 11 月 9 日 内 閣 総 理 大 臣 決 裁

1. 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般 の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議(以下「会議」という。) を開催する。

2. 構成

- (1)会議は、別紙1に掲げる者により構成し、全世代型社会保障改革担当大臣 の下に開催する。
- (2)会議座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

3. 公的価格評価検討委員会

- (1)会議の下に、公的価格の在り方を検討するため、公的価格評価検討委員会 (以下「委員会」という。)を開催することとし、その構成員は別紙2に掲 げる者とする。
- (2)委員会座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4. その他

- (1)会議及び委員会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において 処理する。
- (2)前各項に定めるもののほか、会議及び委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、会議座長及び委員会座長が定める。

(別紙1)

座 長 清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問

座長代理 增田寬也 東京大学公共政策大学院客員教授

構 成 員 秋田喜代美 学習院大学文学部教授

落合陽一 メディアアーティスト

笠 木 映 里 東京大学大学院法学政治学研究科教授

香 取 照 幸 上智大学総合人間科学部教授/

一般社団法人未来研究所臥龍代表理事

菊 池 馨 実 早稲田大学法学学術院教授

熊 谷 亮 丸 株式会社大和総研副理事長兼専務取締役リサーチ本部長

権 丈善 慶應義塾大学商学部教授

國 土 典 宏 国立国際医療研究センター理事長

高 久 玲 音 一橋大学経済学研究科准教授

武田洋子 三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長

田 辺 国 昭 国立社会保障・人口問題研究所所長

土 居 丈 朗 慶應義塾大学経済学部教授

沼 尾 波 子 東洋大学国際学部国際地域学科教授

水 島 郁 子 大阪大学理事・副学長

横 山 泉 一橋大学大学院経済学研究科准教授

(五十音順)

(別紙2)

座 長 増田寬也 東京大学公共政策大学院客員教授

座長代理 武田洋子 三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長(兼)政策・経済センター長

構 成 員 秋田喜代美 学習院大学文学部教授

菊 池 馨 実 早稲田大学法学学術院教授

権 丈 善 一 慶應義塾大学商学部教授

田 辺 国 昭 国立社会保障・人口問題研究所所長

(五十音順)

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/9/15 No. 33

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222

幕張グリーンハイツ 109 障千連内

TEL • FAX 043-308-6621

http://amagai65.iinaa.net/

会費・カンパ 等 振込先 〒振替 00260-0-87731 「天海訴訟を支援する会」

通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

不当判決をこのままにさせない

10/13(水)東京高裁 第1回口頭弁論

午後1時 裁判所前で集会

裁へ提出します。

2 時 30 分開廷 101 号法廷

閉廷後報告集会:参議院会館

いよいよ東京高裁で控訴審が始まります。 憲法も法律も無視した「自助公助論」をも とに発せられた千葉地裁の不当判決を覆し、 逆転勝訴を勝ち取らなければなりません。

どうぞ皆様のご支援、ご協力をお願いい たします。

公正な判決を求める署名

9/6現在、団体807筆、個人3,829筆、合計4,636筆をお寄せいただいています。 ご協力ありがとうございます。 お手元に署名済み用紙がある方は9/25までに届くようにお願いします。10月1日に東京高

目 次

P2……逆転勝利を目指して 天海

「2…」 世報勝利を目指して 八番

P3……勝訴に向けて頑張りましょう 八田

P4……裁判の争点と意義 弁護団 向後

P5……応援メッセージ

P7······会費・カンパのお願い P8·····**傍聴、報告集会ご案内**





原告 天海正克さん

東京高等裁判所

地下鉄丸ノ内線「霞が関」下車 A1 出口すぐ前(エレベータ有)

報告集会 参議院議員会館会議室

地下鉄丸ノ内線「国会議事堂前」下車 (霞ヶ関駅から一つ目)

- 1番出口または
- 2番出口(エレベータ有)から徒歩5分または地下通路で議員会館へ

介護保険優先・65歳問題訴訟の高裁「逆転勝利」をめざして

2021年5月18日に千葉地裁で言い渡された判決は、私たちの訴えをすべて却下し、憲法をふみにじるだけでなく、「基本合意」や厚生労働省の通知や事務連絡を無視して、千葉市の主張を全面的に支持する不当判決でした。この判決の背景に、経済をすべてとする国の新自由主義施策への忖度があることは明らかです。

日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、すべての行政サービスをはく奪され、まるで砂漠の真っただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受けたのにもかかわらず、判決は障害者の生活をかえりみず「手続きに協力しない障害者はこのような状況に置かれるのは当然である」と言わんばかりの内容には驚くばかりです。

地方自治法により「住民の福祉の増進を図る」責務のある地方公共団体としての 千葉市の責任についても全く顧みられてい ません。

こんなにひどい不当判決では、高齢障害 者の人権は守られないと、ただちに東京高 裁に控訴しました。

私は、2014年7月13日に満65歳 を迎えました。

千葉市から「介護保険を申請しろ」と何度も言われましたが、私は、障害者の社会参加を目的とする「障害者福祉」と、高齢者の安心・安全な生活を維持するための

天海訴訟 原告 天海 正克

「介護保険」との違いや、障害者運動で勝ち取った自立支援法違憲訴訟団の「基本合意」などの成果を無にしたくないことなどを話し、介護保険申請を断りました。

そうしたら8月1日からすべての介護は 打ち切られ、全額自己負担となり、月に1 4万円もの利用料がかかってしまい、やむ を得ず介護保険を申請しました。

しかし、泣き寝入りはできないと201 5年11月に千葉市を相手に千葉地裁に提 訴してから6年になります。

3年前の岡山の浅田さんの勝利とは真逆 の結果になってしまいましたが、東京高裁 においては逆転勝利判決を私たちの運動で 勝ち取りたいと思います。

障害者の生活や尊厳より経済社会の誤っ たルールを重んじる地裁判決は許さない。

自分の意にそぐわないと障害者の命綱である介護をバッサリ打ち切り、何のためらいもなく自己負担をおしつける千葉市は許さない。

「自助・共助・公助」の誤ったルールを 私たちの運動で正していきたい。

日本国憲法・障害者権利条約・障害者基本法などに年齢制限はありません。

65歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは絶対に許せません。

また、障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。障害者が社会参加を望むのであれば、 障害者福祉給付の継続を保障すべきです。

私は、障害者自立支援法違憲訴訟の闘いで原告団と国が取り交わした「基本合意」と障害者自立支援法の応益負担反対の運動から障害者団体が共同してつくり出した「骨格提言」の実現を求めて、今日ご参加いただいている皆さんをはじめ、応援してくれる方々とともに運動を続けていきます。

そして、障害者総合支援法第7条の介護 保険優先原則を撤廃させ、介護保険制度を 抜本的に見直し、利用料無料を実現させていきたいと思います。

なお東京高裁での第1回口頭弁論が10 月13日14時30分から開廷されること になりました。

私たちは東京高裁に向けて公正判決を求める団体署名・個人署名・ネット署名を、 9月20日までに集約するよう呼び掛けていますので、ご協力をお願いいたします。



いよいよ高裁、勝訴に向けて頑張りましょう

天海訴訟を支援する会 代表 八田英之

10月13日東京高裁で天海訴訟の控訴審第1回公判が開かれます。

干葉地裁の判決は本当に残念な不当なものでありました。私は、干葉県自治体問題研究所の理事長をしており、その立場から高裁に対して意見書を書きました。そのすべてをここで紹介することはできませんが、特に強調したかったことは、「障害者が65 才になって行政から介護保険に移るように言われた時、負担の増加など様々な理由で移りたくないと思って介護保険の認定を受けなかった場合、干葉地裁はそれだけで障害の給付を打ち切るべきである」としたことです。

今、多くの自治体では、この場合、障害者の生存権を守る立場から、様々な事情を 考慮して障害の給付を継続するというやり方をしています。千葉地裁の判決はこうし た自治体の住民の生存権を守る努力を踏みにじるものです。高裁でこの判決が認めら れたなら、その全国的な行政に対するマイナスの影響ははかりしれません。断固とし て高裁で逆転勝利を勝ち取りましょう。

皆様のこれまでに倍するご支援を心から訴えます。

天海訴訟 裁判の争点と意義

天海訴訟弁護団 向後 剛

第1 裁判の争点

控訴審における主な争点は、次のとおり だと思います。

1 原判決の判断(要介護状態にあるものであることが見込まれる65歳以上の障害者が要介護認定の申請をしないときは、要介護認定の申請をしないことに正当な理由がない限り、市町村は、障害福祉サービスによる介護給付費の支給申請を不適法なものとして却下することができる。)は正しいか否か。

2 65歳以上の障害者が、要介護認定の 申請をしていない段階で、障害福祉サービ スの居宅介護に相当するサービスを「受け ることができる」(それゆえ居宅介護サー ビスを支給しない。)といえるか否か(障 害者総合支援法7条の解釈の問題)。

3 障害者を何も給付が受けられない状況 に追い込む障害福祉サービスの支給申請却 下処分が許されるか否か(障害者の人権問 題を背景とした行政権の裁量権逸脱・濫用の問題)。

第2 裁判の意義

私は、この裁判の意義を以下のように考 えています。

行政の言うことを聞かないからといって、行政が障害をもつ人を何も給付が受けられない状況に追い込んではいけない。裁判を通じて、法の問題としても、そうであることを明らかにする。

それが行政権による人権侵害に対する歯 止めとなる。そして、社会において、障害 をもつ人の権利を発展させる1つの重要な きっかけになりうる。

少なくない人々の注目を集めているこの 裁判の結果は、障害をもつ人の権利のため の運動に、大きな影響を与える。

控訴審に向けて、皆様の益々のご支援を お願い致します。

応援メッセージ

多くの方から、天海訴訟控訴審に対する 温かくも心強い応援の言葉をお寄せいただ きました。有難うございました。

紙面の関係でそのうちの一部を掲載いた します。 (順不同、敬称略)

天海さんの身を挺した訴えを、手の届く 場所で聞いてきた裁判官が、何を持って不 当極まりない判決を下したのか。命に関わ る余りの不条理に対し、あらゆる知恵と力 を結集して、憲法に基づく判決を必ず勝ち 取りましょう!止まる訳にはいきません。 署名のうねりを拡げに拡げましょう!!

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会 会長 新井 たかね

障害者も、健康で文化的な生活を営む権利があり、その必要に応じて福祉サービスを選び組み立てる必要があります。福祉サービスを選び組み立てることは、健康で文化的な生活を営むために保障されるべき必須の権利です。

しかし今回の千葉地裁判決は、障害者も65歳になったら強制的に介護保険に移行しなければならない、それに従わない場合は障害福祉サービスを打ち切ってもよい、というものです。日本の社会福祉は公費によるものより保険によるものが主であり、これに対する選択はない、という社会福祉の法文にもない根拠を持ち出しての暴論です。

浅田訴訟判決を 180 度ひっくり返す、 そして政府与党が進める障害福祉の介護保

険吸収合併施策を推進する、社会福祉の公 的責任をなくし私保険化を推進するもので しかありません。

何としても高裁で逆転判決を出さねばなりません。

日本障害者センター 理事長 峰島 厚

なぜこのような判決が出たのかとても疑問であり、法令に基づかない判決は法治国家にあるまじき内容です。

千葉市が天海さんの障害福祉サービスを 打ち切ったことが法律上合法なのか、裁量 の範囲内なのかが争点であったはずです が、判決は天海さんが行政に従わないから サービスを打ち切るのは当然だという事に 争点ずらしがされているように思います。

さらに、「障害者総合支援法には規定はないが」とわざわざ前置きし、他の法律に規定があるので準用して行政処分を正当化させる手法が繰り返される異常さ、日本の社会保障は保険が優先なのだから、公費を使う障害福祉サービスを使わせるのは不公平だと、憲法や法律に規定されていないことを根拠にする、厚生労働省が全国自治体に通知している「介護保険との適用関係通知」や「支給事務取扱要領」にも反するような内容になっていることは驚きです。

この判決が確定するようであれば、障害者は、法の下の平等から外され、行政に服従を求められてしまします。東京高裁には、公平公正な判断を求めます。

全国肢体障害者団体連絡協議会 会長 渡邊 覚

障害者が65歳を超えると、65歳以上の高齢者ではなく一部の要介護者との公平性から介護保険を利用するのは当然であるという主張こそ、障害者差別そのものではないでしょうか。私たちは、千葉地裁が天海さんに下した不当な判決を認めるわけにはいきません。東京高裁での逆転判決を勝ち取るため、天海訴訟を応援します。

日本医療労働組合連合会 中央執行委員長 佐々木 悦子

障害者総合支援法第7条による介護保険 優先原則で、65歳になったら障害者サー ビスを打ち切る千葉地裁の天海正克さんに 対する判決は、許されないものです。

これは「65歳の壁」として全国の障害者と共通する問題です。障害者を年齢で差別するようなことはあってはならないことです。憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

中央社会保障推進協議会 代表委員 住江 憲勇

障害者総合支援法第7条による介護保険優先原則で、65歳になったら障害者サービスを打ち切る千葉地裁の天海正克さんに対する判決は許せません。

障害者の方の多くは低所得者で、40歳を過ぎても生活を親に頼らなくてはいけないのが実態です。さらに障害者の支援は介護保険だけでは間に合いません、上限まで使いさらに支給を受けている方が7割です。『障害者を年齢で差別しない』、憲法と法律に基づく公正な判決を求めます。

中央社会保障推進協議会 代表委員 山田 智

コロナ禍において、いのちと人権を守るケアの重要性が明らかになる中、千葉地裁の判決が下されました。いま司法が果たすべき責任は、憲法 13 条、25 条にもとづき、天海さんの訴えを認めることです。

浅田訴訟を踏襲せず、法的整合性を欠く 意図的とも思える今回の不当判決は、断じ て許せません。天海さんの決意とご奮闘に 敬意を表し、東京高裁で正当な判決を勝ち とるために、福祉保育労も微力ながら奮闘 いたします。

全国福祉保育労働組合 中央執行委員長 土田 昭一

天海訴訟千葉地裁判決の不当性に抗議し 高裁での法と人権に基づく慎重な審理を求 めます

千葉地裁判決にはまず、障害を持つ人固 有の困難とニーズへの無理解があります。 厚労省は市町村に示す事務処要領において 2013 年度以降繰り返し「介護保険優先 の捉え方」に関して、障害者「心身の状況 やサービス利用を必要とする理由は多様で あり、障害福祉サービスに相当する介護保 険サービスにより必要な支援を受けること ができるか否かを一概に判断することは困 難であることから」「当該サービスに相当 する介護保険サービスを特定し、当該介護 保険サービスを優先的に利用するものとす ることはしないこととする」と念を押して きました。それを吟味しないことは障害者 のニーズと障害者総合支援法の理念へ無理 解を露呈するものです。

社会保険が公費による制度に優先するという論拠も、介護保険に公費が投入されていることを無視し、政府の政策判断に安易に依拠することで障害者固有のニーズへの

無理解をごまかす理屈です。さらに「要介護認定への協力の拒否」を理由に総合支援法のサービスの打ち切りを容認したことは、本人の不安の根拠を聞く姿勢を欠いた差別的強権的行政執行を是とするものです。

それは障害者差別解消法第七条が禁じている行政機関等による差別にあたる行為を 行政と裁判所が行ったと断ぜざるをません。

総合社会福祉研究所理事長

• 立命館大学特任教授 石倉 康次

天海さんが当然の権利として受けられる べき障害福祉サービスを奪ってしまう差別 的な千葉地裁判決に強く抗議します。障害 は自己責任ではありません。誰もがその人 らしく生きるための保障がなされるべき で、それは憲法に明記されています。つま りこの裁判は障害者福祉のみならず、社会 保障行政にかかわる重要な裁判です。東京 高裁での公正な判決を求めます。みんなの 声と運動で「65歳の壁」を乗り越えまし ょう。

社会福祉経営全国会議 会長

•大阪福祉事業財団 理事長 茨木 範宏

振込用紙に添えられたメッセージです

- ◎障害者が65歳になっても急に障害がなくなるわけではありません。頑張ってください(岡山)
- ◎最高裁まで闘いましょう! (松戸)
- ◎不当判決!あんまりです。国連憲章、国連人権規約、障害者権利条約を批准している国の裁判所でしょうか。(船橋)
- ◎諦めず、体に気を付けて頑張りましょう (市川)

◎天海訴訟も国民すべての人のための裁判です。頑張りましょう。(広島)

◎高裁での必勝を! (京都)

会費・カンパのお願い

裁判は東京高等裁判所に舞台を移しました。

途切れることなく全国各地から多くの方、団体から支援が 寄せられています。

6月以降80万円超の額となっています。

誠にありがとうございます。 大変心強く感じ、感謝しております。

紙面を借りてお礼申し上げま す。

今後とも裁判費用、支援活動の経費等に充てるため、 ご協力をお願いいたします。

振込先

〒振替 00260-0-87731 「天海訴訟を支援する会」 通信欄に「会費」「カンパ」等を、また メッセージなども一言あるとうれしい です。



人権としての医療・介護東京実行委員会 NEWS #5

2021.11.11 人権としての医療・介護 東京実行委員会 事務局作成

11月11日 第2次請願署名、23,524筆を提出しました



11月11日までにみなさんから寄せられた署名23, 524筆を議会局に提出しました。1回目提出が、43,9 10筆でしたので、**合計で67,434筆**となりました。

少数筆であれば、議会局事務作業ギリギリの11月16 日まで受け取ってくれるとの事でしたので、もし、未提出 分があれば15日中に事務局まで届けてください。16日 に最後の提出を行います。なお1次署名は、約3万5千筆 の提出でした。

厚生委員会での審議日は、11月26日と12月10日(金)の予定です

第4回都議会定例会は11月30日~12月15日の会期で行われます。提出した請願の厚生委員会審議日は今回、担当部局ごとに行うとの事で、11月26日に福祉保健局関連の請願項目2~5(公立・公的9病院関連、コロナ対応の充実)の審議、12月10日に病院経営本部関連の請願項目1(独法化中止)の審議を行い、同日の委員会で採決される予定との事です(変更があれば議会局担当から連絡をくれるとの事)。委員会開催は両日とも13時からなので、ぜひ、委員会室やインターネットでの傍聴をお願いします。

新たな署名を作成

2次署名の採否が第4回定例会で決まることから、第4回定例会に新たに第3次請願署名を提出します。請願審議は来年2月からの定例会となるので、署名の取り組み期間は、11月~1月末と短期間となります。署名集約は、これまで同様毎月末とし、1月末を最終とします(最終提出は2月4日を予定)。来年の都議会定例会には「都立病院廃止条例」「独立行政法人の中期目標」が議案として提案されることが予想されるので、そうさせないためにも一層、「都立・公社病院の独法化やめろ!」の世論を広げ、第2次請願署名数をしのぐ署名を集めましょう!





職場の仲間にエールを

民医労健生会支部労組では都立・公社病院で働く仲間を激励しようと「寄せ書き」を送っています。諸団体、各労組のみなさん、ぜひ東京都の医療現場で働き、闘っている仲間を激励してください。

● 1 1月19日(金) 18時半~20時 独法化中止を求める学習会(東京社保協)チラシ参照

場所:東京労働会館中会議室(20名まで)+Zoom<ID:838 9969 2775、PC:247838>

講演:太田正(作新学院大学名誉教授)、安達智則(東京自治問題研究所主任研究委員)ほか

●11月27日(土) 9時半~11時半 独法化中止を求める学習決起集会(連絡会主催)

場所:東京労働会館ラパスホール+Zoom (チラシ参照)

都立・公社病院の独法化中止 都立病院を廃止させるな!

11.27学習決起集会

東京都は何でコロナ禍で都立・公社病院の独法化を強引に進めようとしているのでしょう?

公社病院が抱える186億円の債務や、今後必要となる病院の建て替え費用など、東京都の負担を都立病院と一緒に独法化することで新たな法人に付け替えようとしているのです。

こんなことをすれば、すぐに破綻してしまうことが懸念されます。絶対にやめさせなければなりません。私たちの運動をさらに広げ、都立・公社病院の独法化をストップさせましょう!



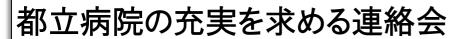
豊島区南大塚2-33-10

講演「独立行政法人化された東京大学の実態」(仮題) 講師 佐々木 彈 氏(東大職組前委員長、現書記次長) 各会の報告、訴え・・・・「守る会」、実行委員会参加団体 今後の方針提起

Zoom参加 https://us02web.zoom.us/j/83925607177?pwd=cmttdWlsbytrUlUUVGFGaUdMWUQ4Zz09

ミーティングID: 839 2560 7177 パスコード: cSg0ZR





〒 170-0005 豊島区南大塚 2-33-10 電話:03-6912-1871

FAX:03-6912-1872 mail:thei41822@blue.ocn.ne.jp

都立病院・公社病院の 地方独立行政法人化は中止に

私たちも署名を呼びかけます

香山リカ

精神科医 立教大学現代心理学部 映像身体学科教授





本田 宏 医師

NPO法人医療制度 研究会副理事長



宇都宮 健児

弁護士 元日弁連会長



川嶋みどり

健和会臨床看護学 研究所長







看護師





松元ヒロ スタンダップ・ コメディアン

独法化されたら緊急時の対応病床確保は困難に!

☆都立・公社病院と独立行政法人医療機関との比較 2021年8月現在

医療機関名	コロナ病床	病院病症数	割合(%)
都立·公社病院(14病院)	2,000床	6,964床	28.7%
独法健康長寿医療センター	58床	550床	10.5%
独法国立病院機構(全国)	1,854床	53,223床	3.5%
独法国立病院機構 都内4病院	209床	2,020床	10.3%
独法 JCHO(全国)	920床	14,000床	6.6%
独法 JCHO(都内)	240床	1,536床	5.6%

※ JCHO…独立行政法人地域医療機能推進機構(旧社会保険病院等)

都立病院を廃止するな!

都立・公社病院の地方独立行政法人化の中止を求める請願

<紹介議員>

<請願主旨>

小池都政は、都立・公社14病院の地方独立行政法人の設立に必要な定款議案を第3回定例都議会へ提出し、都民の不安やなぜコロナ禍で独法化なのかの意見に答えず、都議会は可決しました。

新型コロナウイルス感染症の終息も見通せず、パンデミック時における医療体制の在り方の検証も経ず、コロナ禍前に策定した方針に沿って都立・公社病院の地方独立行政法人化をすすめることは許せません。

コロナ禍で都立・公社病院は、感染拡大に即応して都内のコロナ対応病床の3割を担い、独立行政法人の健康長寿医療センターや国立病院を上回る役割を果たしました。

第3回定例都議会で明らかになったのは、公社病院が186億円もの債務を抱え、経営危機に陥っていることです。今後の公社病院の建て替えの負担等も含め、今のまま地方独法化を強行すれば破綻することは目に見えています。

地方独立行政法人化は、病院等に採算優先の運営を迫り、自治体からの交付金、負担金を漸減させ東京都職員を 非公務員化して削減する行政改革の手法です。それによって、患者負担が増えるとともに、採算の取りにくい感染症など の行政的医療の後退につながることは明らかです。さらに制度上、病院に対する住民や自治体の関与が後退し、密室で の運営につながりかねません。

想定される新型コロナ感染症第6波への対応や、将来の再興・新興感染症対応に大きな禍根を残す都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、都立病院を廃止せず直営で運営し、医療体制を充実してください。

国は医療費抑制と医師不足を理由に全国437公立・公的病院に対し、病床削減・再編統合を求めています。東京都では都立神経病院、区立台東病院など9病院が指名されています。それぞれが地域住民になくてはならい病院であり、再編・統合は中止すべきです。

東京都が都民のいのちを守る自治体の責任を果たすよう以下の事項について請願します。

<請願事項>

- 1 都立病院を廃止しないでください。都立・公社病院の独法化を中止してください。
- 2 東京都は病床削減・統合に反対し都内9病院を存続し、充実することを国に求めてください。

氏 名	住	所	(氏名、住所は「同上」や「〃」としないでください。)
		道 府	

※ この署名用紙は、東京都議会請願以外個人情報が使用されることはありません。

人権としての医療・介護東京実行委員会 〒170-005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階 東京社保協内 電話03-5395-3165 FAX03-3946-6823 email:syahokyo.tokyo@gmail.com

取扱団体:

連絡

東京都議会議長宛

「都立病院を廃止するな!都立・公社病院の地方独立行政法人化の 中止を求める請願」署名の扱いについて

2021.11.25 人権としての医療・介護東京実行委員会

都立・公社病院独法化中止第2次請願署名、「都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、コロナ禍で都民が安心して医療を受けられる東京へ」にご協力いただき、ありがとうございました。

11月16日に都議会へ最終3回目の署名提出を行い、トータルで67,818筆となりました。都議会厚生委員会での審議は11月26日(金)に請願項目2~5の福祉保健局関係、12月10日(金)に請願項目1の病院経営本部関係が予定されております。特に12月10日は地方独立行政法人の「中期目標」について説明がされるとの事です。中期目標は3定で可決されて新たな委員が加わった、11月5日開催の「東京都地方独立行政法人評価委員会都立病院分科会」で骨子案が論議されています。

なお、11月30日~12月15日に開催される第4回都議会定例会には「都立病院 廃止条例」「地方独立行政法人の中期目標」は議案提出されず、来年の第1回定例会に 提案される可能性が高いと思われます。

従って、第1回定例会で審議されることになる今第3次署名は、これまで以上に重い意味を持つものとなります。短期間の取り組みとなりますが、第1次、第2次をしのぐ勢いと数で署名に取り組みましょう。

署名取り組みのテンポは下記の通りです。

署名集約日 第1次11月末、第2次12月末、最終1月末 署名議会提出 第1回12月10日頃、第2回2月4日最終(予定)

*議会日程が変更になった場合には改めて日程変更のご連絡を差し上げます。

署名記入に当たっての注意事項

都議会では署名の筆跡が同じ場合は数えないので、可能な限り個々に署名、もしくは 名前のところに印鑑(三文判可)を押印して下さるようお願いします。

以上



新型コロナ禍で明らかになった医療の逼迫。自宅療養という公的責任の放棄で、再び悲惨な犠牲を出さないために、今ほど公立・公的病院の役割と必要性が問われている時はありません。

都立・公社病院の独法化は中止し、都の責任で充実させましょう!



独法化された東京都健康長寿医療センターは…

2009年に独法化されて独立採算制となった結果 患者の負担増と職員の労働条件の悪化で 2014年から赤字に

- ◇有料個室141床:全体の25%(都立時代はゼロ)
- ◇有料個室利用時保証金 10万円(都立にはない)
- ◇2020年医師14名が退職したが、採用できたのは1名のみ。

都立・公社病院を廃止するな! いのちを守るのは都の責任

あなたの署名で独立行政法人化を止めることができます!都立・公社病院の独立行政法人化は中止に

独立行政法人化は都からの交付金が減らされ、感染症医療や小児・難病・精神医療などの不採算医療の後退につながります。

人権としての医療・介護東京実行委員会

〒170-005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階 東京社保協内 電話03-5395-3165 FAX03-3946-6823 email:syahokyo.tokyo@gmail.com



ネット署名にもご協力ください。

https://chng.it/CHxCMpXD



弁護士 元日弁連会長



香山リカ 精神科医 立教大学現代心理学 部映像身体学科教授



川嶋 みどり 健和会臨床看 護学研究所長

署名にご協力ください

小池都政は、新型コロナウイルス対応で都内のコロナ対応病床の3割を担い重要な役割を果たしてきている都立・公社14病院の地方独立行政法人化を進めようとしています。そして、そのために必要な定款議案を第3回定例都議会に提出し、都議会はこれを可決してしまいました。

日本は新型コロナ感染による死者数が東アジアで最多となっていますが、その背景には日本の公的病院の割合が世界でも極端に少ないという問題があるのです。

東京都だけでも過去最多の2万人を超える自宅療養者が出たことは記憶に新たです。

都民の命や健康を守るためには、都立病院は廃止せず直営で運営し、都立・公社病院の独 法化を中止し、さらに充実することが求められています。

また国は、医療費抑制と医師不足を理由に全国437公立・公的病院の病床削減・再編統合を進めており、東京都では都立神経病院、区立台東病院など9病院が対象となっています。東京都は都民の命と健康を守るために、国による病床削減・再編統合に反対し、国に対し都内の9病院の存続と充実を求めるべきです。

よって、私たちは都民の皆様に対し、都立病院の廃止に反対し、都立・公社病院の独法化の中止と都内9病院の存続を求める請願署名を呼びかけるものです。



本田宏 医師 NPO法人医療制 度研究会副理事長



前川喜平 現代教育行政 研究会代表



松元ヒロ スタンダップ・ コメディアン



宮子あずさ 看護師 ライター

「介護政策の抜本的転換を求める7団体の要求・要望」に関する回答

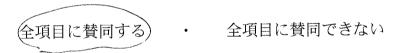
政党(団体)	名	:	日本共産党_	東京都	委員会	<u> </u>		
ご担当者名	:		澤	(D)	俊	史	 	

1、7団体の要求・要望に対してご意見やご主張をご記入ください。

再生名では、10月11日に発表して銀进革政策《中心、介護政策 を明確に掲起しまけん。コロナ福《72M2》、(1) 医療、介護、保育、障害者 活油サンサアをままえる政治に(2) 竹労倫の特遇改善、社会保障の構造 を行ちいすず、と明らかしとして、新国由主義の政策不ら転換する 釣ぎ連合政行 イ室砲を必かしています。

2、要望項目①~④に(一部でも)ご賛同いただけますか?

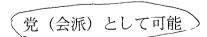
<○をつけてください。可能であれば、賛同できない理由も簡単にご記載ください。>



一部項目 ① ② ③ ④ に賛同できる

全部もしくは一部項目に賛同できない理由

3、「介護保険制度の抜本的転換を求める請願」の紹介議員になっていただけますか? <○をつけてください>



議員個人(貴党 東京都委員会 所属の方について)としてなら可能

紹介議員にはならない

ご記入ありがとうございました。

「介護政策の抜本的転換を求める7団体の要求・要望」に関する回答

政党(団体)名 : 社民党 東京都連合

ご担当者名: 二部代表 シッある

1、7団体の要求・要望に対してご意見やご主張をご記入ください。

海原及項目の 4 64 について、同い足いる	1, TN 3 7.
2、要望項目①~④に(一部でも)ご賛同いただけます <○をつけてください。可能であれば、賛同できな	
全項目に賛同する ・ 全項目に賛同できない	
一部項目 ① ② ③ ④ に賛同でき	る
全部もしくは一部項目に賛同できない理由	
3、「介護保険制度の抜本的転換を求める請願」の紹介誌 <○をつけてください>	
党(会派)として可能 現れ、党には、(野) 医	からないないないのとうなってきまるん
議員個人(貴党 東京都連合 所属の方について)として方	なら可能
紹介議員にはならない	ご記入ありがとうございました。

「介護政策の抜本的転換を求める7団体の要求・要望」に関する回答

政党(団体)名: れいわ新選組 党本部

T担当者名: 中日 安彦、 般後琦帝事務所小林

1、7団体の要求・要望に対してご意見やご主張をご記入ください。

別紙の通りいいめ新登組の社会探降政策をHPで公用してかります。 介護保険、介護政策に関する認識はも貴ク目体と共通していると認識し、 全面的に賛成です。

2、要望項目①~④に(一部でも)ご賛同いただけますか? 〈○をつけてください。可能であれば、賛同できない理由も簡単にご記載ください。〉

全項目に賛同する ・ 全項目に賛同できない

一部項目 ① ② ③ ④ に賛同できる

全部もしくは一部項目に賛同できない理由

3、「介護保険制度の抜本的転換を求める請願」の紹介議員になっていただけますか?
<○をつけてください>

覚 (会派) として可能

議員個人(貴党 党本部 所属の方について)としてなら可能

紹介議員にはならない

ご記入ありがとうございました。

5.0

4.0 3.0 2.0

1,0

される」と分析している。

ろうか。介護現場などで働

一き上げは難しいとし、

行鳌

13 14 15 16

厚生労働省の資料から

仕事を探す人(1人あたり)に対する 求人数の割合は介護関連で高い

介護職員の不足が見込まれている

約211万人

約243万人が必要(予測)

約280万人が必要(予測)

介護関連の職種

全産業

17 18 19 似生分院的のデータから。パートを含む

老人ホームなどに入所す 知症で要介護5、祖父1人 る介護保険サービス。記者 も身体障害で要介護るとそ る。家族にとっては重い介 れぞれ判定され、特別機能 (26)の8代の祖母で人は数 がなければ仕事は続けられ 護の負担。両親はサービス なかったと口にする 能しも受ける可能性があ

日本経済の 現在值 sliking keital NO GENTALISH

3

都心の介護職の求 材定着 低賃金

まだと、サービスが十分受 040年度には約280万 に出した推計がある。高齢 のか。まず処遇について調 けられなくなりそうだ。 度の現状と比べると約8万万 摘されている。国は介護サ とに加え、奴金の安さも指 イメージをもたれやすいこ い、汚い、危険)といった べてみた。 **人足りないという。このま** 人の職員が必要だが、19年 有数がほぼピークとなる2 酬」に加算するしくみをつ なぜ介護職員は増えない -ビスの公定価格「介護報 介護の仕事は3K(きつ ー。厚生労働省が7月 すくしたが、介護職員の19 材すると、こんな数字を聞 37・3万円と比べて8・5 何件の求人があるかを示 不足は本当に深刻だ。有効 ない一因とされる。 年の平均給与は28・8万円 す。東京労働局によると、 求人倍率は50倍近い」。有 いた。「特に都市部の人手 万円少ない。人手が築まら で、全産業 (役職抜き) の するハローワーク品川で 都内の品川、港両区を担当 両区に本社を聞く小業者が 実に8・0倍(8月分)。 は、介護関連職種の倍率が 効求人倍率は求職者1人に 高齢者施設の施設長に取

70万人近い介護職員の不一くり、職員の給与を上げや一多く、他地域より求人数が ここまで上昇している。 平均3・86倍と全産業の1 関連職種の有効求人倍率は 多いという事情はあるが、 市圏を中心に高い傾向だ。 の6・15倍。愛知が4・80 か。東京商工リサーチの調 倚、大阪が4·70倍と大都 県別で扱も高いのは東京都 経営に影響しないのだろう ・01倍の4倍近い。都道府 全国では、20年度の介護 人手不足は、介護事業の 介護離職の損失

ルスの感染拡大前から倒産 護事業の倒産件数は全国べ 査では、20年の老人福祉・介 どを提供する介護事業所の に感染を懸念する利用控え ていないとし、「都市部に 年、ヘルパーから応募が来 女性管理者は、この4~5 などが追い打ちをかけた。 は増加傾向だったが、そこ 所だった。新型コロナウイ 不足が著しい訪問介護事業 にのぼり、半数近くが人手 ースで過去最多の118件 はもっとよい条件の仕事が 東京都北区で訪問介護な

ある」と説明する。

100人の登録ヘルパーが いたが、現在は10人ほど。 事業所にはピーク時で約

を増やす可能性がある。

を受けた人が加藤さんの

近く。事業の収入を安定さ を回る頻度を増やす必要が せるためには、より利用者 全貨女性で平均年齢は70歳 めるようになり、さらに経 は体力的に難しい。負担の あるが、高齢のヘルパーで しわ寄せを受けた君手が辞

みられない。介護サービス 営を圧迫しているという。 仕事を辞める、いわゆる を利用しにくい状況は、家 てきたが、抜本的な改善は 導入などの対策が講じられ ている介護の現場。外国人 材の受け入れ、ロボットの 族らを自ら介護するために 「介護離職」をする働き手 人手不足で回らなくなっ ドルを下げたことで、研修 ビスが付くようになった。 介護の仕事を始めるハー

年 6500 億円試算

見てみた。すると「介護・ 和総研の石橋未来研究員の 着渡」を

を

職職

理由に挙げた 減速につながることも懸念 が増加すれば企業にとって リポートでは、「介護離職 んな影響が生じるのか。大 10年前の2倍近くだった。 は人材流出となるだけでな っそう深刻化させ、経済の 人は19年に10万人を超え、 く、労働力不足の問題をい 介護雕職が広がると、ど 摩労省の雇用動向調査を り、確保したりする方法を 経済全体の「付加価値損 によると、介護離職に伴う 見直し、介護サービスの提 この課題にどう向き合うの 働力の減少、経済の停滞。 円に達する見込みという。 供の場を増やすことが重要 か。まずは人材を育成した 失」は、年間約6500億 介護負担の拡大による労 国はどう対策を打つのだ 員はこれ以上の保険料の引

経済産業省の18年の試算 | く人の収入増に向け、サー | ビス料金の元となる公的価 格の見直しを掲げている。 上げると利用者の負担地も 均)は21年度に月6千円を 以上が支払う介護保険料の 避けられないからだ。65歳 度がつくられたときの2倍 突破。00年度に介護保険制 基準額の全国平均(加重 ただ簡単ではない。引き స్థ するしかない」と強調す が行政と連携し、人材創出

以上となった。ニッセイ基 磯研究所の三原岳主任研究 関係」が最も多い23・9% 仕事をやめた理由は「人間 介護労働実態調査(20年 い職場づくりに施設側が取 媛・育児」の19・9%。 度)によると、介護関係の り組めるよう、行政の後押 た。育児支援や風通しのよ で、次が「結婚・出産・妊 しも求められている。 「収入」は15・6%だっ 介護労働安定センターの

てほしい」と話す。 付範囲の見直しや税財源の

増やす以外にもある。 めた幅広い選択肢を検討し 確保・投入など財源論も含 介護事業所「みんなのかい 家事援助をする介護スタッ フ向けの研修を実施する ご」代表の加藤均さんは、 東京都練馬区にある訪問 改善すべきことは収入を

う他の介護事業者とともに 区に、子育て中の人も参加 しやすい時間に設定するよ 時までで終わり、託児サー 提案。研修は原則、午後3 ② 朝日新聞社 無断複製転載べての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護さ 禁じま ていま

す 65

という。加藤さんは「待っ

事業所で働くようになった

てても人は来ない。事業所

事 務 連 絡 令和3年11月4日

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和2年度介護保険事務調査の集計結果について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度介護保険事務調査につきまして、集計作業が終了しました ので、情報提供させていただきます。

また、令和元年度介護保険事務調査につきまして、公表後に数値の訂正等を 行った自治体があったことから、それらの反映作業を行いましたので、参考資料として情報提供させていただきます。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険計画課計画係 加藤、<u>菅野</u>、佐々木 Tm03-5253-1111 (内線) 2175

令和2年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点:令和2年4月1日現在(一部の項目を除く)調査対象:全国1,741市町村(1,571保険者)

~ 回答率100% ~

- ※各項目の割合は市町村であれば1,741、保険者であれば1,571を母数としている。
- ※平成30年度介護保険事務調査から、保険者が実施している内容については 市町村としてではなく保険者として回答いただくこととしている。
- 1. 保険料(65歳以上の第1号被保険者の保険料)
- 特別徴収対象者数は約3,201万人、普通徴収対象者数は約355万人。
- 〇 令和2年6月から仮徴収額を変更した保険者数は620(39.5%)、 令和2年8月から仮徴収額を変更した保険者数は753(47.9%)。
- 〇 低所得者への単独減免を実施している保険者数は496(31.6%)であり、このうち、いわゆる3原則(個別申請により判定すること、全額免除は行わないこと、一般財源の繰入を行わないこと)の範囲内で行っている保険者数は435。

2. 要介護認定調査

① 新規要介護認定の調査方法

	実施保険者数 (重複あり)
保険者による直接調査	1,543 (98.2%)
認定調査を指定市町村事務受託法人 へ委託	230 (14.6%)

② 更新・区分変更要介護認定の調査方法

	実施保険者数 (重複あり)
保険者による直接調査	1, 507 (95.9%)
認定調査を指定市町村事務受託法人 へ委託	2 4 1 (1 5 . 3 %)
認定調査を指定居宅介護支援事業者 等へ委託	1,084 (69.0%)

3. 事業所指定について

① 公募制の実施

実		292(18.6%)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 3 9
	小規模多機能型居宅介護	198
	看護小規模多機能型居宅介護	1 3 3

② 介護保険法第70条第10項の規定による都道府県への協議 (平成31年4月1日から令和2年3月31日の間)

実施保険者数 8 (O.5%)

4. 地域支援事業(任意事業で実施するその他の事業の実施状況)

		実施市町村数(重複あり)
褔	祖用具・住宅改修支援事業	859 (49.3%)
	助言、相談、情報提供、連絡調整等	494
	理由書作成の委託・助成	777
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業		95 (5.5%)
認	出知症サポーター等養成事業	1,414 (81.2%)

5. 給付

① 保健福祉事業

第 1 号被保険者の保険料を財源として、被保険者等を対象に介護方法の指導等を行う事業。

実施保険者数		2 0	2 (12.9%)
	地域支援事業以外の	健康づくり教室	3 7
	介護予防事業	介護予防教室	4 7
内 訳		介護者教室・相談	2 6
(重複あり)	介護者支援事業	家族リフレッシュ事業	1 3
		介護用品の支給	6 3
	直営介護事業		1 0
	高額介護サービス費の貸付事業		5 6
	その他		4 8

^{※「}その他」には、配食サービス等がある。

② 基準該当サービス

指定居宅サービス事業者の要件(法人格、人員基準、設備・運営基準)の一部 を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者に ついて、保険者がそのサービスを保険給付の対象とするもの。

実施保険者数	2	07 (13.2%)
	居宅介護支援	3 7
	訪問介護	8 1
	同居家族に対するヘルパー派遣	4
	訪問入浴	2 9
n	通所介護	3 2
内 訳 (重複あり)	福祉用具貸与	9
(主接のケ)	短期入所	102
	介護予防居宅介護支援	1 6
	介護予防訪問入浴	1 0
	介護予防福祉用具貸与	8
	介護予防短期入所	5 9

③ 相当サービス

指定居宅サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、保険者が必要と認める場合に、これら以外の在宅サービス(に相当するもの)を保険給付の対象とするもの。(通所介護など)

実施保険者数	25 (1.6%)
うち、同居家族に対するヘルパー派遣	0

④ バウチャー (利用券)

保険者が被保険者に対して事前にバウチャー(利用券)を交付し、それにより 現物給付によるサービス利用を可能とするもの。(住宅改修費、福祉用具購入費 等の支給など)

実施保険者数 12 (0.8%)

⑤ 受領委任払い方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

実施保険者数	1 0	23 (65.1%)
	高額介護サービス費(施設)	184
内 訳	福祉用具購入	8 5 8
(重複あり)	住宅改修	984
	その他	1 2

^{※「}その他」には、市町村特別給付や特例居宅介護サービス費等がある。

6. 独自の施策

① 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定

実施保険者数		23 (1.5%)
内 訳 (重複あり)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6
	夜間対応型訪問介護	2
	療養通所介護	0
	小規模多機能型居宅介護	2 0
	看護小規模多機能型居宅介護	6

② 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とするもの。

実施保険者数		17 (1.1%)
内 訳 (重複あり)	居宅サービス区分	7
	福祉用具購入費	2
	住宅改修費	9

③ 種類支給限度基準額

居宅サービス等区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生じる場合に、市町村の判断で定める。対象サービスの種類ごとに居宅サービス等区分の支給限度基準額の範囲内で定められる。

7. 利用者負担の軽減施策 (実施保険者数)

障害ヘルパー利用者の軽減措置	477	(30.4%)
社会福祉法人による軽減措置	1,507	(95.9%)
離島等地域における軽減措置	1 2 2	(7.8%)
中山間地域等における軽減措置	6 2	(3. 9%)
市町村単独の軽減措置	258	(16.4%)

8. 境界層措置

①給付減額等の記載を行わない②居住費(滞在費)の負担限度額の減額③食費の 負担限度額の減額④高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ⑤保険料段階 の引き下げを行うことにより、生活保護を必要としない状態となる者について、① から⑤までの順に適用を行うもの。

対象者数		5, 816
	給付減額等の記載を行わない	1, 096
	居住費(滞在費)の負担限度額の減額	5, 576
内 訳	食費の負担限度額の減額	3, 484
(重複あり)	高額介護サービス費の利用者負担上限	1 000
	額引き下げ	1, 098
	保険料段階の引き下げ	3 5 7

9. 第三者行為求償等

① 第三者行為求償

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得するもの。

内 訳 (重複あり)	国保連に処理を委託している件数	4, 337
	現に第三者から支払を受けている件数	1, 883
	交渉中の件数	159

② 給付免責

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れるもの。

内 訳	現に給付免責となっている件数	167
	交渉中の件数	1 1 0

③ 被害の届出

第三者行為による被害の届出の件数

件数	2, 306
----	--------

10. 滞納処分

実施保険者数 6 6	1 (42.1%)
差押え決定人数 (※)	21, 578
うち、滞納保険料充当人数	16,072

- ※ 実人数が把握できない保険者においては、件数で報告しているケースもある。
- ※ 年金・給与等を差し押さえる場合には、本人につき1月10万円、生計を一にする配偶 者等1人につき1月4.5万円分については差押禁止財産となっている。(国税徴収法第76条等)

11. 滞納者に対する保険給付の制限

保険給付の償還払い化(支払い方法の変更)人数	2, 591
保険給付の支払の一時差止人数	5 6
保険給付の減額等の人数	11, 236

※ 災害により著しい損害を受けた場合や主たる生計維持者の死亡により収入が著しく 減少した場合等には、保険給付の償還払い化等は行われない。(介護保険法第66条等) 各報道機関御中

(11月11日「介護の日」) 「介護・認知症なんでも無料電話相談」の結果について(速報版)

中央社会保障推進協議会 連絡先:台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館 5 階 電話 03-5808-5344 E-mail k 25@shahokyo.jp

昨日 11 月 11 日(木)「介護の日」に、全国を対象に「公益社団法人認知症の人と家族の会」と中央社会保障推進協議会・東京社会保障推進協議会は共同で、今年で 11 回目となる「介護・認知症なんでも無料電話相談」を行いました。東京をキーステーションに北海道、岩手、秋田、埼玉、千葉、神奈川、山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、山口、香川、高知、宮崎、鹿児島、計 23 都道府県で相談窓口を設けて、全国で 549 件(現在 22 都道府県集約・昨年 271 件の 2 倍)の相談を受けることができました。

相談の中での特徴は、コロナ禍で施設での介護も在宅での家族による介護も、大変困難な状況が続き、やれる範囲で自己努力を行ってきたがもう限界、なんとかして欲しい、まずは思いを受け止めてほしいとの悲痛な叫びが全国各地で出されました。私たちは、コロナ禍以前から度重なる介護サービス利用抑制・制限の政策がある中で、追い打ちをかけるコロナ禍という事態の中でさらに一層介護利用者、家族、介護従事者が苦しめられているが、昨年の2倍の相談件数となって表れていることを訴えたいと思います。

引き続くコロナ禍で、介護施設での面会が思うように進んでいないことへの不安や不満が多数出されました。ワクチン接種が条件となり体質的が原因で接種出来ない家族に対して面会を許可しない、施設の所在する県外からの面会は許可されないなど、納得できないことが話されました。また、やっと久しぶりにタブレット越しで顔を見ると、印象が変わるほどに痩せ細っていたり、認知症が進んでいたりとの悩みが出されています。そして、「老いいく家族との残り少ない時間への焦り」を語られています。介護施設との信頼関係も壊れ、八方ふさがりに置かれている利用者・家族が多数いることもわかりました。

また、コロナ禍で在宅介護の比重が高まった事の反映と思える相談も多数ありました。「一人での夫の介護に疲れた。うつ状態の精神状態です。この先、この介護はいつまで続くのか」「コロナ感染予防のため、通いでの家族の支援を受けることができない」など孤立した家族介護の実態も見えてきました。そうした中、ケアマネージャーなど専門職との相談の機会、コミュニケーションの機会も薄くなり信頼関係が壊れる中で、相談先を失っている方もいく人も見受けられます。

8月の補足給付の制度改悪で、2万円以上の負担増になり、払えない、退所を考えざるを得ないなどの相談も多数寄せられました。

さらに、例年より一層多くなったのが、「とにかく、一度話を聞いてもらいたかった」など差し迫った不安な中、電話をかけてきている方です。コロナ禍で家族間、知人間の交流も制限される状況が続き、相談をする機会を失って、報道を見ていても立っていられず電話をしてきた様子が伺われます。

最後に、相談内容でいわゆる「8050問題」に関わるものが引き続いてあり、高齢の親に 依存する子どもへの対応での悩みが解決できていないことも明確になりました。

政府は、介護サービス利用を抑制する政策をさらに押し進めようとしています。私たちは、この電話相談に寄せられた「苦悩」や「叫び」とも言える相談内容を真正面からとらえて、国民が本当に願う「介護の社会化」が実現できるよう、介護保険制度の抜本的な改革を求めていきます。

(なお、詳細のまとめ・分析は今後行い、公表していく予定です。)

以上

介護をする人・受ける人がともに大切にされる制度へ 介護保険制度の抜本的転換を求める意見書提出の請願(案)

2021年12月●日提出

東京都議会議長

三宅 しげき 殿

守ろう!介護保険制度・市民の会 公益社団法人認知症の人と家族の会 東京都支部 介護をよくする東京の会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 2 — 3 3 — 1 0 東京労働会館 6 階 東京社会保障推進協議会内事務局 窪田光

電話番号 03-5395-3165

【請願項目】

- 1、安心して介護サービスを提供できるよう新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
- 2、介護保険料・利用料負担の軽減やサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な改善を行うこと
- 3、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げること、その財源は全額公費負担でまかな うこと
- 4、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること
- 5、上記項目が実現するよう、都議会として国に意見書をあげてください。

【請願の理由】

コロナ禍のもと、高齢者施設でのクラスターが続発し、介護現場では先が見通せない不安と緊張の日々が 続いています。高齢者の命とくらしを守るために、感染防護具の供給や検査体制の拡充、感染が生じた事業 所へのサポートなど政府による感染対策の強化が求められています。

政府は少子高齢化が進む中で、高齢分野への財政支出を増やすことなく、「制度の持続可能性」維持の責任を国民に押し付け、利用者の費用負担を増やしサービス削減を続けてきました。その結果、利用者・家族の介護・生活困難が拡大、介護離職は年間10万人のまま高止まりし、介護殺人も後を絶ちません。

地域での介護を支える介護事業所は、低く据え置かれてきた介護報酬のもとでの経営難にコロナ禍が直撃し、大幅な減収に直面しています。2021年4月に介護報酬を 0.70%引き上げましたが、「焼け石に水」であり、感染対策(期間限定の+0.05%)としてもまったく不十分です。

介護従事者の賃金は全産業平均と比べ月9万円も低いまま、何年勤めても賃金が上がらず、やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後を絶ちません。政府は見守り機器の導入などを条件に人員基準を緩和しましたが、機械に介護はできません。このまままでは担い手がいなくなり、とりわけ介護求人倍率が全国1,2位と高い東京では、制度そのものが維持できなくなることが必至と思われます。

政府は、2022年早々から審議される次の介護保険制度見直しにむけ、要介護1、2の生活援助やデイサービスを総合事業に移すことや、利用料負担の原則2割化、ケアプランの有料化などを検討課題として、さらなるサービス削減を進めようとしています。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、社会を支える介護という仕事の重要性を浮き彫りにし、政府のこれまでの介護保険の見直しが、地域の介護基盤を大きく切り崩し、介護の担い手の処遇や社会的地位を低く留め置いてきたことを明らかにしました。これ以上の負担増・サービス削減はぜったいに許されません。

東京都議会として、施行後20年以上が経過した介護保険、「介護する人」「介護を受ける人」がともに大切にされる制度への抜本的転換を図ることを求め、上記項目が実現するよう国に対して意見書を提出していただきたく、請願するものです。

開東代態のようしたら良いで 小道のおよりはまます。 東京高速 東京のつどの分科会 企画

講義 介護保険制度の抜本的 改革提言について 森永 伊紀さん (ホームヘルパー全国連路会) 報告 介護の現場で働く方から

□關個圓瞬

2月5日 (土曜日) 14~16時(予定)

□場前

ラパスホール東京労働会館7階 と オンライン併用

豊島区南大塚2-33-10 (JR大塚駅 徒歩7分)

口資網很

500円

(会場参加の方のみ)

介護をよくする東京の会

連絡先

豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階(東京社保協内)

電話03-5395-3165 FAX03-3846-6823

e-mail: careforwell@gmail 76

75歲以上患替負担

2倍化单止设式//

【速報まとめ】東京高齢期運動連絡会2021年11月21日(日) tokyo.koureiki@gmail.com 豊島区南大塚3-43-13 スミヨシビル3F 03-5956-8781

11/17~19 厚労省前座り込み 高齢者の命・健康・人権守れ!!

75歳以上の患者負担2倍化 中止などを訴え

日本高齢期運動連絡会のよびかけで、厚労省前座り込みが行われました。

今年は75歳以上の患者負担2倍化中止が第1の要求として掲げられました。あわせて、年金下げるな、病床減らすな、都立公社病院の独立行政法人化止めろなど、高齢者の命・健康・人権を守る要求を訴え、座り込みは11月17日から19日の3日間行われました。2日目には、沖縄からの3接続を含め、13団体、個人が会場とつながりWeb連帯集会も行われました。3日目終了後、議員会館を訪れ参加者による国会議員への要請行動を行いました。

27団体 98 名参加 議員10 名が激励に

葛飾社保協・東京土建葛飾支部の仲間が座り 込み会場を設営、1994年から参加している 坂本さん(92歳)はじめ27団体、98名が座 り込みに参加しました。日本共産党の国会議員

10名が激励に訪れました。3日間でおよそ500部の宣伝物を配布しました。



参加者次々に訴え 高齢者の深刻な声紹介

多くの団体からの参加者ががつぎつぎにマイクをにぎって訴えを行いました。杉並からは12人が参加、ひとりひとりマイクを取って訴え。医療、介護の必要な高齢者の「2倍化されたらどうしたらいいんだ」という声が紹介されました。

座り込みを見て署名に

座り込みを見て、ちらし配布中の参加者に声をかけ、話を聞いて署名、カンパに応じた人、「署名はありませんか」と声をかけてくれた人、黙ってカンパを置いていく人など、座り込みに何人もの人から共感と協力が寄せられました。

中止署名を広げよう

高齢期運動連絡会は、2倍化中止を目指して大規模な署名に取り組んでいます。ぜひ団体・地域で積極的な目標を持って取り組みを進めましょう。

3団体アピール案

総選挙の結果を受け、直ちに来年の参議院選挙に向け、高齢者のいのち・健康権・人権侵害につながる「75歳以上医療費窓口負担2倍化法中止」の声を、広く国民に訴えよう!

2021.11

全日本年金者組合中央本部 中央社会保障推進協議会 日本高齢期運動連絡会

1.総選挙の結果について

10月31日投開票の第49回衆議院選挙は、市民と野党による政権交代をめざす初めてのたたかいとなりました。選挙の結果、自民党は、幹事長や現職大臣等が小選挙区で落選するなど議席を減らしたものの、単独で絶対安定多数の261議席を確保しました。いっぽう、市民と野党共闘の4野党の候補は、小選挙区制の下、多くの選挙区で競り勝つ成果を得ることができました。しかし、投票率は戦後3番目の低さにとどまり、自民・公明政治に対する批判を市民と野党の共闘の側に引き寄せることはできませんでした。

2. わたしたちの選挙の中でのたたかい

わたしたちは、10月4日に中央4団体で、「高齢者のいのち、健康、人権を守る政治に転換めざす、学習決起集会&国会議員要請行動」を開催し、75歳医療費窓口負担2倍化中止の要望を掲げ選挙を闘うことを4野党にも呼びかけ、全国各地域でわたしたちの仲間が75歳医療費窓口2倍化中止実現の政治への転換を訴え選挙を戦ってきました。しかし、短期間の選挙戦では「75歳以上医療費窓口負担2割化」を広く国民の中に訴えを広げることはできませんでした。

3.75歳以上医療費窓口負担2倍化法実施中止のために

わたしたちは、総選挙の結果を踏まえ、これまでの自公政治が「全世代型社会保障改革」 の名のもとに続けてきた医療費削減政策の転換を引き続き求めます。そして「75 歳以上医 療費窓口負担 2 倍化法実施中止」実現を目指し以下の事に取り組むことを呼びかけます。

(1)学んだことを広く広げよう 11/17 から 11/19 厚生労働省前座り込み行動実施

この法律の当事者である高齢者がまず法律の問題点をしっかり学び、そのことを国民のみなさんに知らせる学習会開催、宣伝行動を全国で計画します。毎月23日から25日、年金支給日の12月15日、2月15日に全国一斉宣伝行動を呼びかけます。日本高齢期運動連絡会は11/17~19まで厚生労働省前座り込み行動を行います。学習会DVD、YouTube 録画などは中央社保協、日本高齢期運動連絡会HPをご覧ください。

(2)全ての世代に広く訴えましょう

現役世代には、政府が進める「全世代型社会保障政策」の問題点、特にコロナ禍の中で起こっている「医療崩壊」などを例に、医療は社会全体の共通資本であり、必要度に応じて誰もが分け隔てなく、平等に享受できるようにすべきであることを訴え、医療費の窓口負担はゼロが世界水準であることを訴えていきます。そのための宣伝チラシを作成します。

(3)高齢者の生活実態調査を行い、生活実態を訴えていきます

日本高齢期運動連絡会では、11月に高齢者生活実態調査を行い、その結果を2022年2月1日の老人医療有料化反対集会で中間まとめを行い、マスコミに発表します。それに呼応してSNSを利用した発信に取り組みます。

(4)国会議員、地方議員への要請に取り組みます

今回の衆議院選で当選した4野党議員に75歳医療費窓口負担2倍化法中止の要望を11/19 午後要請行動を行います。12月に政党との懇談会を開催します。全国各地域の野党4党議 員事務所への訪問を行いましょう。全都道府県、区市町村議会への請願にも取り組みます、 また、各地の後期高齢者広域連合議会への請願を行います。

(5)「いのち署名」とセットで来年3月末までに350万筆目標にします

75 歳以上医療費窓口 2 倍化中止の一点であらゆる団体、個人へ運動の賛同の呼びかけを強めます。75 歳以上医療費窓口 2 倍化中止一点での協力とともに、自公政権が推し進める全世代型社会保障政策に反対し、いのち・くらしを守り社会保障・福祉の拡充を訴える「いのち署名」(全労連・中央社保協・医団連・医療 3 単産)とセットで取り組むことを呼びかけます。さらに、老人クラブや、団地の自治会、高齢者のサークル等に幅広く呼びかけ、いっしょにとりくんでもらうよう呼びかけます。署名目標は 2020 年 3 月末までに 350 万筆です。署名のテンポは 12 月末までに 30%、1 月末までに 50%とします。

(6)署名提出集会は 1/28, 2/18、3/2

署名提出集会も他の団体と統一して要請行動にとりくみます。 2022年1月28日、3月2日は、いのち署名提出集会と一緒に実施、2/18に独自の署名提出 集会を行います。

みなさん、2008年6月6日、野党4党が参議院に提出した「後期高齢者医療制度の廃止法案」が参議院本会議で可決され、衆議院へ送られたことを覚えていらっしゃると思います。その年の4月に後期高齢者医療制度が実施されてから、そのひどい内容が国民の中に明らかになるにつれ、国民の怒りや不満・不安が噴出し、「中止・撤回」を求める国民的な運動が全国各地に広がりました。その時も、2月、3月の2ケ月間の運動の中で国民的な広がりをつくりだしました。今回の法律実施時期は政令で定めるとなっています。政令とは時の内閣が発します。その時の世論の状況に大きく左右されます。

わたしたちが、学び、広げ、行動することにより大きな世論を作りだすことは可能です。 そのことができれば、75歳以上医療費窓口負担2倍化を止めることができます。

ともにがんばりましょう!

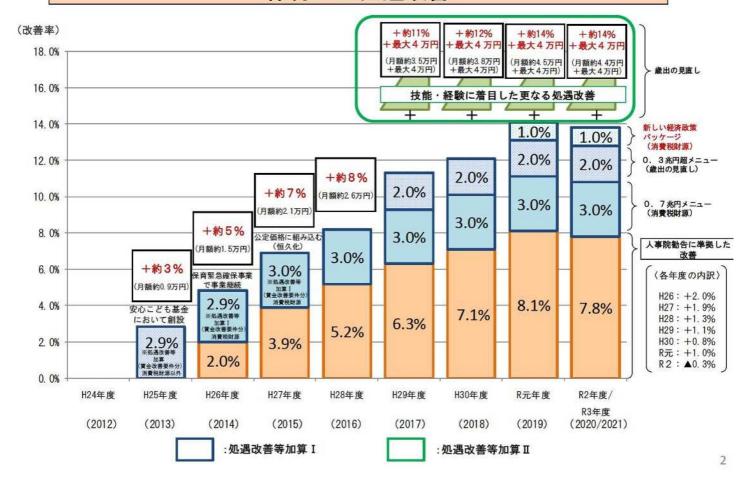
以上

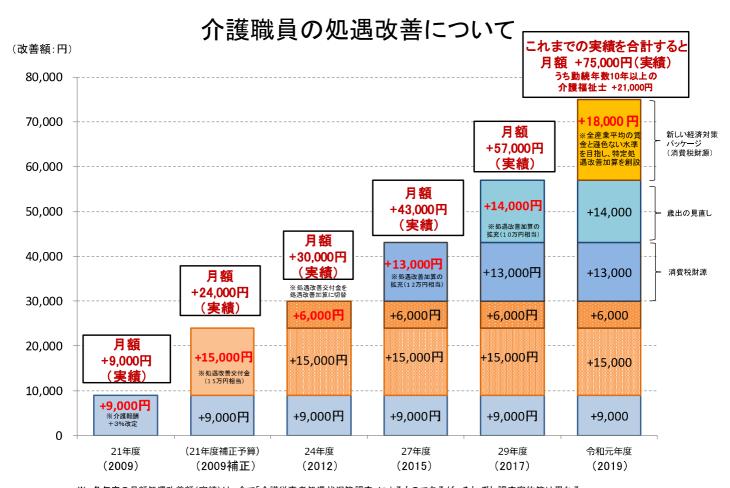
公的価格の制度について

公的価格の制度について

	_,		
	診療報酬(医療)	介護・障害福祉サービス等報酬	子ども・子育て支援新制度の公定価格
報酬・価格の 決まり方	・2年に1度の実態調査で把握される医療機関等の類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する費用の額等を勘案して個々の診療行為ごとに報酬を決定	・実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則3年ごとに報酬を決定	・教育・保育に通常要する費用の額を勘案して公定価格(基本額+各種加算)を決定・公定価格の金額については人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げて算定・人件費は国家公務員給与の改定状況、事業費・管理費は物価の動向等を踏まえて毎年度改定
処遇改善の 仕組み	看護師等の負担軽減のため、看護職員や看護補助者の配置増に対する加算等があるが、賃金改善を直接の目的とする仕組みはない ※医療においては、医師、看護職員、リバビリテーション専門職等多様な専門職がチームでサービス提供を担っている点に留意が必要	・処遇改善加算:介護職員が対象 ・特定処遇改善加算:経験・技能のある介 護職員に重点を置いた加算 ※平成21年以降、介護職員の処遇改善加 算の創設や順次の拡充等の取組を実施。 ※加算の取得は、加算により取得される額以 上の賃金改善が要件 ※障害福祉についても同様の仕組み	・処遇改善等加算 I : 全職種が対象 ・処遇改善等加算 I : 技能・経験を積んだ 副主任保育士・専門リーダー等が対象 ※平成25年以降、保育士等の処遇改善等 加算の創設や順次の拡充等の取組を実施 ※加算の取得は、加算により取得される額以 上の賃金改善が要件
費用負担	・患者負担 年齢・所得に応じて1~3割(高額療養費制度あり) ・給付費 診療報酬(保険料:公費=6:4)	【介護】 ・利用者負担 所得に応じて1~3割(高額介護サービス費制度あり)・給付費介護報酬(保険料:公費=1:1) 【障害福祉】 ・利用者負担 所得に応じて最大1割(高額障害福祉サービス等給付費制度あり)・給付費 障害福祉サービス等報酬(全額公費)	・利用者負担 市町村が設定(上限あり) ※0~2歳は応能負担、3歳以上は無償 ・給付費原則公費、一部事業主拠出金あり ※公立保育所等は地方交付税措置

保育士の処遇改善





[※] 各年度の月額処遇改善額(実績)は、全て「介護従事者処遇状況等調査」によるものであるが、それぞれ調査客体等は異なる。

^{※ 2012、2015、2017}年度については、処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額(実績)。 2019年度については、特定処遇改善加算を取得した施設・事業所の介護職員の月額処遇改善額(実績)。 **81**



- (出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和2年までの各年で公表されたもの)を基に作成。いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。
- (注1)<u>「役職者含む」としたもの以外は全て、役職者</u>(令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年は10人以上の事業所の役職者)<u>を除いた数値</u>。
- (注2)「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精皆動手当、 家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

4

- (※1)令和元年までは職種別の賃金については<u>役職者を除いたものを</u>調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について<u>役職者を含んだものも調査</u>している。
- (※2)「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」をそれぞれ加重平均したもの。 (※3)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。 (※4)「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均したもの。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策

- ◆ 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、依然として厳しい状況。他方、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数は足元で減少しており、行動制限も段階的に緩和。
- ◆ この機を捉え、本経済対策を契機として、ウィズコロナの下で、一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図る。「新しい資本主義」を起動し、成長と分配の好循環を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。
- ◆ こうした成長に向けた機運を涂切れさせないためにも、**感染拡大の可能性に備えて、危機管理に万全を期す**とともに、感染の再拡大や供給制約などによる**景気下振れリスクに十分に注意し経済の底割れを防ぐ**。

I. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

1. 医療提供体制の確保等

- ◆医療提供体制の強化:公立公的病院の専用病床化、感染拡大時の確保病床8割以上の確実な稼働体制の構築、 地域の医療機関等と連携した自宅・宿泊療養者に対する対策の徹底
- ◆ワクチン接種の促進、検査の環境整備、治療薬の確保: ワクチンの追加接種の無料実施、治療薬(中和抗体薬・経口薬)の確保・投与体制の構築
- ◆感染防止策の徹底:地方創生臨時交付金(縮道府県等による感染防止対策)、幼稚園・保育所、学校等の感染防止対策
- 2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援
- ◆事業者への支援:地域・業種を限定しない事業規模に応じた給付金(事業復活支援金)、 実質無利子・無担保融資等の資金繰り支援延長、地方創生臨時交付金(時短等要請時の協力金等)
- ◆生活・暮らしへの支援:住民税非課税世帯(1世帯当たり10万円給付)や厳しい状況にある学生などお困りの方々への支援、雇用調整助成金等の特例措置延長、孤独・孤立で悩む方々への支援
- ◆エネルギー価格高騰対策

Ⅱ、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

1. 安全・安心を確保した社会経済活動の再開

- ◆ワクチン・検査パッケージの活用:電子ワクチン接種証明の年内発行、予約不要・無料のPCR・ 抗原定性等検査の実施
- ◆ 社会経済活動の再開:安全・安心を確保したGoToトラベル等による需要喚起、イベントの開催・ キャンセル費用等への支援

2. 感染症有事対応の抜本的強化

- ◆ワクチン・治療薬等の国内開発:ワクチン・治療薬等の研究開発から実用化まで支援し生産、安定供給を確保できる体制を整備、緊急時にワクチン製造に転用可能なデュアルユース生産設備の整備支援
- ◆感染症の収束に向けた国際協力等:COVAXファシリティを通じた途上国への支援、アジア・大洋州 地域におけるコロナ対策・社会経済活動再開支援、海外との往来の正常化
- ◆新型コロナウイルス感染症対策予備費の適時適切な執行

Ⅲ、未来を切り拓く「新しい資本主義」の起動

成長戦略

1. 科学技術立国の実現

- ◆科学技術:10兆円規模の大学ファンドの年度内設置、若手研究者の人材育成、デジタル、グリーン 人工知能、量子、バイオ、宇宙、海洋分野など先端科学技術の研究開発
- ◆クリーンエネルギー:自動車の電動化推進、蓄電池・半導体の国内生産基盤の確保に向けた大規模投資促進、 太陽光発電設備の整備支援等による再生可能エネルギーの導入拡大
- ◆スタートアップ支援:イノベーション・エコシステムの機能強化、オープンイノベーション促進税制
- 2. 地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」
- ◆デジタル実装:ローカル5G等のデジタルインフラの整備、交付金の大規模展開によるテレワーク・ ドローン宅配などデジタル実装の推進、デジタル推進委員の全国展開などデジタルデバイド対策
- ◆DXの推進:デジタル庁を司令塔として準公共分野(健康・医療・介護、教育等)のデータ利活用の推進、 行政手続きのオンライン化、一人当たり最大2万円相当のマイナポイント付与
- ◆農業・観光・文化:農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興
- ◆中小企業:事業再構築・生産性向上支援、私的整理等ガイドラインの整備等による事業再生推進

3. 経済安全保障

先端半導体の生産拠点の国内立地・先端的な重要技術の実用化を支援するための基金の造成

分配戦略 ~安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化~

- 1. 民間部門における分配強化に向けた強力な支援
- ◆賃上げの推進:賃上げを行う企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制 強化、最低賃金引上げに向けた事業者への助成の拡充
- ◆労働移動の円滑化・人材育成の強力な推進:3年間で4,000億円の施策パッケージ 職業訓練と再就職支援の組み合わせによる労働移動やステップアップの支援、 デジタル人材育成の強化等の実施、リカレント教育や職業訓練の拡充
- ◆働き方改革等による多様な働き方の推進、多様な人材の活躍などの支援: テレワークの定着や兼業・副業の促進、女性や就職氷河期世代の支援、非正規雇用労働者の待遇改善
- 2. 公的部門における分配機能の強化等
- ◆看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等:公的価格の在り方の抜本的見直し、 民間部門における賃上げ議論に先んじた措置の前倒し実施、医療・福祉人材の育成・確保の支援
- ◆「こども・子育て支援」の推進:新型コロナの影響が長期化する中で子育て世帯に対して子供1人当たり 10万円相当の給付、早期の待機児童解消を目指した保育の受け皿整備、子育て世帯の住宅取得支援」

Ⅳ. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保

- 1. 防災・減災、国土強靱化の推進: 5 か年加速化対策等に基づく防災・減災、国土強靱化の強化
- 2. <u>自然災害からの復旧・復興の加速</u>:東電福島第一原子力発電所の廃炉・処理水対策、自然災害による被災者の生活・生業の再建と復旧・復興
- 3 国家の安全保障の確保を含む国民の安全・安心:白衛隊の変化する国際情勢への即応的な対応、戦略的海上保安体制の構築等の推進

		I	п	ш	IV	슴計		GDPの下支え・ 押上げ効果
本対策 の規模	財政支出	22. 1兆円程度	9. 2 兆円 程度	19.8兆円程度	4. 6 兆円 程度	5 5. 7 兆円 程度	本対策 の効果	押上け効果
377612	事業規模	35.1兆円程度	10.7兆円程度	28. 2兆円程度	5. 0 兆円 程度	78.9兆円程度	· MAK	5. 6%程度

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の経済効果

- 本経済対策の円滑かつ着実な実施により、経済の下支えや景気の下振れリスクへの対応、新型コロナ対応に万全を 期すとともに、設備投資をはじめとする民間需要をしっかりと喚起し、民需主導の自律的な成長軌道に乗せていく。
- 本経済対策による<u>支出が直接的に実質GDPを下支え・押上げする効果を試算すると、5.6%程度</u>と見込まれる。
- さらに、本経済対策の効果的な実施により、国民一人一人や経済団体、地方公共団体の<u>前向きな動きが引き出される</u>ことで、<u>成長と分配の好循環に向けたさらなる波及効果</u>が期待される。こうした波及効果の最大化を図るべく、施策の実行段階において、<u>国民各層との対話や経済団体・地方公共団体等とのこれまで以上の緊密な連携</u>を図っていく。

実質GDPの直接的な下支え・押し上げ効果

5.6% 程度

新型コロナウイルス感染症の 拡大防止

「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え

未来社会を切り拓く 「新しい資本主義」の起動

防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

※万全の備えとして計上する新型コロナウイルス感染症対策予備費や地方創生臨時 交付金の協力要請推進分は、上記試算では織り込んでいない。

経済対策の効果の最大化

期待される波及効果の例

- ○ワクチン・検査パッケージの活用 →感染対策と経済活動の両立による消費の着実な回復
- Oスタートアップ支援 →起業の活発化、イノベーションの創出、生産性向上
- ○先端半導体の生産拠点の国内立地→新たな生産拠点の立地による生産能力の向上、関連産業の立地促進
- ○職業訓練や学び直しなど「人」への投資→成長分野への労働移動促進、生産性向上、賃金上昇
- ○看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入引上げ →民間部門における賃上げの流れの波及
- ○経済団体・地方公共団体等との緊密な連携 →地方における上乗せ措置、経済団体による新たな取組

効果の最大化に向けて

- 〇国民各層との対話、経済団体、地方公共団体等との緊密な連携
- 〇計画的実施、進捗管理の徹底、見える化

日本は民間病院80% 公的病院が少ない

海外における医療法人の実態に関する調査研究報告書 〈資料編:諸外国における医療提供体制について〉 厚生労働省 — 平成28年度医療施設経営安定化推進事業 委託先株式会社川原経営総合センター

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/005_3.pdf

図表 22 医療提供者の所有形態

	プライマリケア	病院(括弧内は病床数)	
日本	大半が民間	主に民間非営利 (~80%), 公的 (~20%)	
アメリカ	民間	非営利 (~70%)、公的 (~15%)、営利 (~15%)	
イギリス	大半が民間、限られた数の NHS 所有 の施設で雇用された医師が勤務	大半が公的、一部民間	
フランス	民間	大半が公的 (キャパシティの 67%)、一部民間営利 (25%)、民間非営利	
ドイツ	民間	公的(~50%)、民間非営利(~33%) 民間営利(~17%)	
中国	民間/公的が混在 (民間の村レベルにおける診療所、 町レベルにおける GP サービスを提 供するコミュニティ病院)	公的(~55%)、民間(~45%)混在(主に公的が過疎地域で展開し、都市部では公的と民間が展開)	

*出所: Elias Mossialos and Martin Wenzl, London School of Economics and Political Science "2015 International Profiles JANUARY 2016 of Health Care Systems"より作成

2021. 9. 4

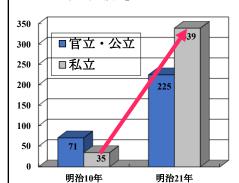
本田 宏

NPO法人医療制度研究会

公的医療は財政難で簡単に切り捨てる日本

「日本の医療史」より 東京書籍:1982酒井井シヅ氏 順天堂大学医学部医史学研究室客員教授





病院数	官立·公立	私立
明治10年	71 (官7、公64)	35
明治21年	225	339

日本の病院の特色(歴史的背景)

- 1:教育病院は最高の医療機関(文部省管轄)
- 2:一般医療は民間主体
- 3:公的医療は財政難で簡単に切り捨て

明治10年頃公立病院はほとんどの府県にあり各地方での機関病院となっていた→西南戦争後の激しいインフレとその後の松方政策は地方財政を厳しい状況→公立病院の多くは廃院→一方私立病院は自由に開業、医療を民間に任せた結果、公立病院と私立病院の総数が逆転→現在日本が他国に比し私立病院が異例に多いという実態の歴史的背景。

85

2011. 10. 30

済生会栗橋病院

本田 宏

医療制度研究会

5

吉田章先生講演(練馬社会保障推進協議会総会)

ZOOM視聴のよびかけ

練馬から初の東京社会保障推進協議会会長、吉田章先生の講演をぜひお聞き ください。

記念講演 コロナ禍でみえた医療の課題と展望

東京社会保障推進協議会会長

吉田 章先生(医師)

とき 12月4日 (土) 午後2時~3時30分

ところ 練馬土建会館

※吉田章先生紹介 中村橋駅 5 分の医療法人社団章黎会 よしだ内科クリニック院長。日々の診療で多忙ななか、東京社会保障推進協議会会長、東京保険医協会副会長として、社会保障、医療の向上をはかるため、約 6000 人の会員医師の先頭に立って日夜奔走され、さらに安保法制や安倍・菅政権に反対して国会前集会などにも積極的に参加。安倍総理が難病で辞任した際、わざわざマスコミに実名で非難コメントを出したことで有名。

会議 I D ⇒ 3825552203

パスコード ⇒ 202112

※事前の参加申し込みは不要ですが、当日参加 ZOOM でお名前、団体名が表示されない設定をされている方は、表示をお願いいたします。